

伊方発電所 原子炉施設保安規定
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表

令和2年6月11日

四国電力株式会社

目 次

資料①「伊方発電所	原子炉施設保安規定(第1編)	設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」・・・	資料①-1～13
別冊「伊方発電所	原子炉施設保安規定(第1編)	変更に対する設置許可との整合性確認資料」・・・	別冊-第1編-1～56
資料②「伊方発電所	原子炉施設保安規定(第2編)	設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」・・・	資料②-1～6
別冊「伊方発電所	原子炉施設保安規定(第2編)	変更に対する設置許可との整合性確認資料」・・・	別冊-第2編-1～40

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第1章 総 則				
第1条	目 的	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条	基本方針	○ (本文十一号)	-	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、設置許可本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第2条の2	関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	-	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、設置許可本文十一号(5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)に規定しており、保安規定記載は、これに整合している。
第2章 品質マネジメントシステム				
第3条	品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	設置許可本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制				
第1節 組織および職務				
第4条	保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	○	設置許可添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任, 権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第5条	保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	○	設置許可添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任, 権限及びコミュニケーション, 8.2.4 機器等の検査等)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会				
第6条	原子力発電安全委員会	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制)に原子力発電安全委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第7条	伊方発電所安全運営委員会	○ (添付書類五, 八)	○※	※用語の置き換え(「サーベランス」⇒「サーベイランス」, 「保守管理」⇒「施設管理」)および関連条文の変更を反映し番号を追加するのみの変更 設置許可添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制)に伊方発電所安全運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 主任技術者				
第8条	原子炉主任技術者の選任	○ (本文十号) (添付書類五, 八, 十)	○※	※用語の置き換え(「工事または保守管理」⇒「施設管理」)のみの変更 設置許可本文十号, 添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制), 添付書類十(5.1 重大事故等対策)に原子炉主任技術者の選任について記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第8条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制)に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第9条	原子炉主任技術者の職務等	○ (本文十号) (添付書類五, 十)	○※	※関連条文の変更を反映し番号を追加するのみの変更 設置許可本文十号, 添付書類五, 添付書類十(5.1 重大事故等対策)に原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行う旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	○※	※用語の置き換え(「溶接事業者検査および定期事業者検査」, 「使用前検査, 定期検査」⇒「検査」)のみの変更 設置許可添付書類五に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第10条	(削除)			
第4章 運転管理				
第1節 通 則				
第11条	構成および定義	-	○※	※「定期事業者検査時」の時期の明確化のための定義を追加している。 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11条の2	原子炉の運転期間	-	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」, 法令条項番号の反映)の変更 定期事業者検査について実施箇所の明確化。
第12条	運転員等の確保	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	-	設置許可本文十号, 添付書類八(11.2 保安管理体制), 添付書類十(5.1 重大事故等対策)他に運転員等の体制に関する記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第12条の2	運転管理業務	○ (添付書類八)	○	設置許可添付書類八(11.3 運転管理)に運転管理業務について記載されている。 保安規定に定める運転上の留意事項, 運転上の制限及び異常時の措置を遵守し, 発電用原子炉施設の運転に習熟した者を確保し, 機器の性能及び状態を的確に把握した上で行うことその他, 運転員の教育訓練, 異常時の運転手順書等についての記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第13条	巡視点検	○ (添付書類八)	○	設置許可添付書類八(11.3 運転管理)に機器の状態把握を行う旨記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第14条	運転管理に関する内規の作成	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	○※	※用語の置き換え(「サーベランス」⇒「サーベイランス」)のみの変更 設置許可本文十号, 添付書類八(1.1.1.10 誤操作防止及び容易な操作, 11.3 運転管理), 添付書類十他に異常時の運転手順書等の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第15条	引 継	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第16条	原子炉起動前の確認事項	-	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第17条	火災発生時の体制の整備	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(1.6 火災防護に関する基本方針, 11.8 非常時の措置)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備(3号炉)	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(1.7 溢水防護に関する基本方針, 11.8 非常時の措置)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備(3号炉)	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(1.9 火山事象に関する基本方針, 11.8 非常時の措置)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備(3号炉)	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(1.8 竜巻防護に関する基本方針, 11.8 非常時の措置)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備(3号炉)	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(6.10 制御室)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の4	資機材等の整備(3号炉)	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号, 添付書類十(5.1 重大事故等対策)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備(3号炉)	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号, 添付書類十(5.1 重大事故等対策)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の6	大規模損壊発生時の体制の整備(3号炉)	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号, 添付書類十(5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の7	地震・火災等発生時の措置(2号炉)	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の8	電源機能等喪失時の体制の整備(2号炉)	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 運転上の留意事項				
第18条	水質管理	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(5.1 1次冷却設備, 5.8 化学体積制御設備)に蒸気発生器2次側の水質管理, 1次冷却材の水質管理に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	○ (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可添付書類八(5.1 1次冷却設備)に原子炉冷却材圧力バウンダリとなる隔離弁の施錠管理に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 運転上の制限				
第19条	停止余裕	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(3.3 核設計)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第20条	臨界ボロン濃度	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	-	設置許可本文十号, 添付書類八(3.3 核設計), 添付書類十(7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第21条	減速材温度係数	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	-	設置許可本文五号, 十号, 添付書類八(3.3 核設計), 添付書類十(1.2 主要な解析条件)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第22条	制御棒動作機能	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 十号, 添付書類八(6.1 原子炉制御設備), 添付書類十(1.2 主要な解析条件)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第23条	制御棒の挿入限界	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	-	設置許可本文五号, 十号, 添付書類八(6.1 原子炉制御設備), 添付書類十(1.2 主要な解析条件)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第24条	制御棒位置指示	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八(6.2 原子炉計装)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第25条	炉物理検査 -モード1-	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第26条	炉物理検査 -モード2-	-	○※	※用語の置き換え(「機能検査」⇒「機能確認」)のみの変更 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第27条	化学体積制御系(ほう酸濃縮機能)	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(5.8 化学体積制御設備)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第28条	原子炉熱出力	○ (本文三号, 十号) (添付書類二, 十)	-	設置許可本文三号, 十号, 添付書類二(3 熱出力及び熱平衡), 添付書類十(6.5 有効性評価における解析の条件設定の方針)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第29条	熱流束熱水路係数($F_Q(Z)$)	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	-	設置許可本文十号, 添付書類八(3.3 核設計), 添付書類十(3. 設計基準事故の解析)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第30条	核的エンタルピー上昇熱水路係数($F^{N_{\Delta H}}$)	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	-	設置許可本文十号, 添付書類八(3.3 核設計), 添付書類十(2. 運転時の異常な過渡変化の解析)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第31条	軸方向中性子束出力偏差	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	-	設置許可本文十号, 添付書類八(3.3 核設計), 添付書類十(3. 設計基準事故の解析)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第32条	1/4炉心出力偏差	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	-	設置許可本文十号, 添付書類八(6.2 原子炉計装), 添付書類十(2. 運転時の異常な過渡変化の解析)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第33条	計測および制御設備	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」, 「機能検査」⇒「機能確認」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八(6. 計測制御系統施設)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第34条	DNB比	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	-	設置許可本文五号, 十号, 添付書類八(3.4 熱水力設計), 添付書類十(1. 安全評価に関する基本方針)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第35条	1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(5.1 1次冷却設備)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第36条	1次冷却系 -モード3-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(5.1 1次冷却設備)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第37条	1次冷却系 -モード4-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(5.2 余熱除去設備)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第38条	1次冷却系 -モード5 (1次冷却系満水) -	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八 (5.2 余熱除去設備) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第39条	1次冷却系 -モード5 (1次冷却系非満水) -	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八 (5.2 余熱除去設備) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第40条	1次冷却系 -モード6 (キャビティ高水位) -	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八 (5.2 余熱除去設備) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第41条	1次冷却系 -モード6 (キャビティ低水位) -	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八 (5.2 余熱除去設備) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第42条	加圧器	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八 (5.1 1次冷却設備) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第43条	加圧器安全弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八 (5.1 1次冷却設備) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第44条	加圧器逃がし弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八 (5.1 1次冷却設備) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第45条	低温過加圧防護	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八 (5.1 1次冷却設備) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第46条	1次冷却材漏えい率	○ (添付書類十)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可添付書類十 (3.2 原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第47条	蒸気発生器細管漏えい監視	○ (本文五号) (添付書類八, 十)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八 (5.1 1次冷却設備), 添付書類十 (3.2 原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第48条	余熱除去系への漏えい監視	○ (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可添付書類八 (5.2 余熱除去設備) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第49条	1次冷却材中のよう素131濃度	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号, 添付書類十(4. 重大事故及び仮想事故の解析)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第50条	蓄圧タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(5.3 非常用炉心冷却設備)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第51条	非常用炉心冷却系 -モード1, 2および3-	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文五号, 添付書類八(5.3 非常用炉心冷却設備)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 サーベイランスの実施方法については, 実条件性能確認行為に差異が確認されたことから, 設置許可記載との整合性の観点で記載を追加している。
第52条	非常用炉心冷却系 -モード4-	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文五号, 添付書類八(5.3 非常用炉心冷却設備)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 サーベイランスの実施方法については, 実条件性能確認行為に差異が確認されたことから, 設置許可記載との整合性の観点で記載を追加している。
第53条	燃料取替用水タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(5.3 非常用炉心冷却設備)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第54条	ほう酸注入タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(5.3 非常用炉心冷却設備)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第55条	原子炉格納容器	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八(9.1 原子炉格納施設)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第56条	原子炉格納容器真空逃がし系	○ (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可添付書類八(9.1 原子炉格納施設)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第57条	原子炉格納容器スプレイ系	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文五号, 添付書類八(9.2 原子炉格納容器スプレイ設備)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 サーベイランスの実施方法については, 実条件性能確認行為に差異が確認されたことから, 設置許可記載との整合性の観点で記載を追加している。
第58条	アニュラス空気浄化系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八(9.3 アニュラス空気再循環設備)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第59条	アニュラス	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八(9.1 原子炉格納施設)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第60条	主蒸気安全弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八 (5.11 蒸気タービン及び附属施設) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第61条	主蒸気隔離弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八 (5.11 蒸気タービン及び附属設備) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第62条	主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文十号, 添付書類十 (3.2 原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第63条	主蒸気逃がし弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八 (5.11 蒸気タービン及び附属施設) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第64条	補助給水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八 (5.11 蒸気タービン及び附属設備) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第65条	復水タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八 (5.12 給水処理設備) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第66条	原子炉補機冷却水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八 (5.9 原子炉補機冷却設備) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第67条	原子炉補機冷却海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八 (5.9 原子炉補機冷却設備) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第68条	制御用空気系	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 設置許可添付書類八 (6.9 空気圧縮設備) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第69条	中央制御室非常用循環系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八 (8.2 換気空調設備) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第70条	安全補機室空気浄化系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八 (9.4 安全補機室空気浄化設備) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第71条	燃料取扱建屋空気浄化系	○ (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可添付書類八(9.3 アニュラス空気再循環設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第72条	外部電源(2号炉) -モード1, 2, 3および4-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(8. 電気施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第72条の2	外部電源(2号炉) -モード5, 6および照射済燃料移動中-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(8. 電気施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第72条の3	外部電源(3号炉)	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(10.3 常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第73条	ディーゼル発電機 -モード1, 2, 3および4-	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第74条	ディーゼル発電機 -モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第75条	ディーゼル発電機の燃料油, 潤滑油および始動用空気	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第76条	非常用直流電源 -モード1, 2, 3および4-	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号, 添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第77条	非常用直流電源 -モード5, 6および照射済燃料移動中-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第78条	所内非常用母線 -モード1, 2, 3および4-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第79条	所内非常用母線 -モード5, 6および照射済燃料移動中-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第80条	1次冷却材中のほう素濃度 -モード6-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(3. 原子炉及び炉心)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第81条	原子炉キャビティ水位	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(4.1 燃料取扱及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第82条	原子炉格納容器貫通部(2号炉) ー燃料移動中ー	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(5.3 原子炉格納施設)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第82条の2	原子炉格納容器貫通部(3号炉) ーモード5および6ー	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(9. 原子炉格納施設)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第83条	使用済燃料ピットの水位および水温	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(4.1 燃料取扱及び貯蔵設備)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第84条	重大事故等対処設備(3号炉)	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」, 「機能検査」⇒「機能確認」)のみの変更 設置許可本文五号, 十号, 添付書類八, 添付書類十に重大事故等対処設備に係るに記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第85条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第85条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第86条	運転上の制限の確認	-	○	設置許可に記載はないが, サーベイランスについては, 実条件性能確認の観点で実施することを追加し, 保安規定審査基準改正を反映したものであり, 実施方法について, 設置許可記載との整合性の観点で記載を追加している。
第87条	運転上の制限を満足しない場合	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第88条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	-	○	設置許可に記載はないが, 保安規定記載については, PRA等を用いた措置の有効性の検証についての保安規定審査基準改正を反映している。
第89条	運転上の制限に関する記録	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4節 異常時の措置				
第90条	異常時の基本的な対応	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第91条	異常時の措置	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第92条	異常収束後の措置	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第5章 燃料管理				
第93条	新燃料の運搬	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文九号, 添付書類八(4.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 11.4 燃料管理), 添付書類九(2.2 管理区域等の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第94条	新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八(4.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 11.4 燃料管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第95条	燃料の検査	○ (添付書類八)	○	設置許可添付書類八(4.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 11.4 燃料管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第96条	燃料の取替等	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	○	設置許可本文五号, 十号, 添付書類八 (3.3 核設計, 4.1 燃料取扱及び貯蔵設備), 添付書類十 (2.2 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第97条	使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文五号, 添付書類八 (4.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 11.4 燃料管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第97条の2	使用済燃料ピットの管理 (3号炉)	○ (添付書類八)	-	添付書類八 (4.1 燃料取扱及び貯蔵設備) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第98条	使用済燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (4.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 11.4 燃料管理), 添付書類九 (2.2 管理区域等の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理				
第98条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (11.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 (保安規定では, 第2条 (基本方針) で ALARA を記載しているが, 第6章においても追記)
第99条	放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (11.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (4.4 固体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第99条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第99条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第99条の4	輸入廃棄物の確認	○ (本文八号)	○	設置許可本文八号に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第100条	放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (7.3 液体廃棄物処理設備, 11.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (4.3 液体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第101条	放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (7.2 気体廃棄物処理設備, 11.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (4.2 気体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第102条	放出管理用計測器の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (11.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (2.7 放射性廃棄物の放出管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第103条	頻度の定義	-	-	
第7章 放射線管理				
第103条の2	放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文九号, 添付書類八 (11.6 放射線管理), 添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 (保安規定では, 第2条 (基本方針) で ALARA を記載しているが, 第7章においても追記)
第1節 区域管理				
第104条	管理区域の設定・解除	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (11.6 放射線管理), 添付書類九 (2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第105条	管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九 (2.3.3 管理区域内の区分) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第106条	管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九(2.3.3管理区域内の区分)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第107条	管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八(11.6放射線管理), 添付書類九(2.3.1人の出入管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第108条	管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八(11.6放射線管理), 添付書類九(2.3.1人の出入管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第109条	保全区域	○ (添付書類八, 九)	-	設置許可添付書類八(11.6放射線管理), 添付書類九(2.5保全区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第110条	周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八(11.6放射線管理), 添付書類九(2.6周辺監視区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 被ばく管理				
第111条	放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文九号, 添付書類八(11.6放射線管理), 添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第112条	床・壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九(2.3.4作業管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定				
第113条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文九号, 添付書類九(2.2管理区域内の管理, 3.1空間放射線量等の監視, 3.2環境試料の放射能監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第113条の2	平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	○	設置許可本文九号, 添付書類八(11.6放射線管理), 添付書類九(3.1空間放射線量等の監視, 3.2環境試料の放射能監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第114条	放射線計測器類の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八(8.1放射線管理施設), 添付書類九(2.2管理区域内の管理, 2.4個人管理, 3.1空間放射線量等の監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第4節 物品移動の管理				
第115条	管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文九号, 添付書類八(11.6放射線管理), 添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第116条	発電所外への運搬	-	○	設置許可に記載はないが, 保安規定記載においては, 発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準改正を反映している。
第5節 協力会社の放射線防護				
第117条	協力会社の放射線防護	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第6節 その他				
第118条	頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第8章 施設管理				
第119条	施設管理計画	○ (本文五号) (本文十一号) (添付書類八)	○	設置許可本文五号, 添付書類八(11. 運転保守)に, 保守管理について記載されており, 保安規定記載はこれらに整合している。 設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第119条の2	使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第119条の3	定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第119条の4	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	○ (添付書類八)	○※	※番号の繰り下げ, 用語の置き換え(「長期保守管理方針」⇒「長期施設管理方針」)のみの変更 添付書類八(11. 運転保守)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第9章 非常時の措置				
第120条	原子力防災組織	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第121条	原子力防災要員	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第121条の2	緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第122条	原子力防災資機材等の整備	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第123条	通報経路	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第124条	原子力防災訓練	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第125条	通 報	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第126条	非常体制の発令	○ (本文十号) (添付書類五, 八, 十)	-	設置許可本文十号, 添付書類五, 添付書類八(11.8 非常時の措置), 添付書類十(5.1 重大事故等対策)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第127条	応急措置	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第128条	緊急時における活動	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第128条の2	緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第129条	非常体制の解除	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第10章 保安教育				
第130条	所員への保安教育	○ (添付書類五, 八)	○※	※用語の置き換え(「品質保証」⇒「品質マネジメントシステム」, 「サーベイランス」⇒「サーベイランス」, 「保守管理」⇒「施設管理」, 「保守および点検」⇒「保全」, 「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可添付書類五, 添付書類八(11.9 保安教育)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第131条	協力会社従業員への保安教育	○ (添付書類五)	○※	※用語の置き換え(「保守および点検」⇒「保全」)のみの変更 設置許可添付書類五に一部、協力会社を含む教育・訓練の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第11章 記録および報告				
第132条	記 録	○ (添付書類八)	○	設置許可添付書類八(11.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第133条	報 告	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付1	異常時の運転操作基準(第91条関連)	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号、添付書類十に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付2	火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準(第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3および第17条の3の2関連)	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「保守管理」⇒「施設管理」)のみの変更 設置許可本文五号、添付書類八に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文十号、添付書類十に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付4	管理区域図(第104条および第105条関連)	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九(2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付5	保全区域図(第109条関連)	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九(2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付6	長期施設管理方針(第119条の4関連)	○ (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「保守管理」⇒「施設管理」)のみの変更 設置許可添付書類八(11.7 保守管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 〔中略〕 図4（続き）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>（発電所）</p> <pre> graph TD CEO[発電用原子炉主任技術者] --> ChiefEng[※→発電所長] ChiefEng --> QA[品質保証部長] ChiefEng --> SM[安全管理部長] ChiefEng --> PG[発電部長] ChiefEng --> PM[保修部長] ChiefEng --> CC[土木建築部長] QA --> QA1[品質保証課長] QA --> QA2[保安管理課長] QA --> QA3[定検検査課長] QA --> QA4[人材育成課長] QA --> QA5[工程管理課長] QA --> QA6[プロセス管理課長] SM --> SM1[安全技術課長] SM --> SM2[放射線・化学管理課長] SM --> SM3[防災課長] SM --> SM4[訓練計画課長] SM --> SM5[施設防護課長] PG --> PG1[発電課長] PG --> PG2[系統管理課長] PM --> PM1[保修統括課長] PM --> PM2[機械計画第一課長] PM --> PM3[機械計画第二課長] PM --> PM4[電気計画課長] PM --> PM5[計装計画課長] PM --> PM6[設備改良工事課長] CC --> CC1[土木建築課長] CC --> CC2[耐震工事課長] PG1 --- PG1L[発電課当直長] </pre> <p>（注）発電用原子炉主任技術者は、原子力本部長が選任を行う。</p> </div>	<p>【本文十一号】 5. 5 責任、権限及びコミュニケーション 5. 5. 1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1)社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d) 関係法令を遵守すること。 5. 5. 3 管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e) 関係法令を遵守すること。 (2)管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 (3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。 5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達 (1)社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>【添付書類五】 1. 組織 (中略) 原子力発電に係る組織を第5.1 図に示す。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43 条の3の24 の規定に基づく伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に行っている。</p>	<p>・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類五（1.組織）において、「保安規定等で定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に行っている。」と記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>【添付書類八】</p> <p>11.2 保安管理体制</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、品質保証課、保安管理課、定検検査課、人材育成課、文書・システム管理課、施設防護課、安全技術課、放射線・化学管理課、防災課、工程管理課、定検管理課、発電課、原子燃料課、1・2号系統管理課、3号系統管理課、保修統括課、機械計画第一課、機械計画第二課、電気計画課、計装計画課、設備改良工事課、土木建築課、耐震工事課をもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議するため、本店に原子力発電安全委員会、発電所に伊方発電所安全運営委員会を設ける。</p>	<p>・添付書類八（11.2 保安管理体制）に、申請当時のものであるが組織の記載がある。保安規定記載は現時点での組織記載であるが、整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに<u>健全な安全文化の育成および維持</u>が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに<u>健全な安全文化を育成および維持するための取組み</u>を統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに<u>健全な安全文化を育成および維持するための取組み</u>を統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに<u>健全な安全文化を育成および維持するための取組み</u>を総括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関連する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長、<u>工程管理課長およびプロセス管理課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 工程管理課長は、<u>定期事業者検査</u>および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</p> <p>17 <u>プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</u></p> <p>18 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>19 安全技術課長は、3号炉について重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、炉心の管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務ならびに3号炉について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>【本文十一号】</p> <p>5. 5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1)社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d) 関係法令を遵守すること。</p> <p>5. 5. 3 管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e) 関係法令を遵守すること。 (2)管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 (3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達 (1)社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等 (中略)</p> <p>(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文十一号(5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>21 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について火山現象（降灰）による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>22 訓練計画課長は、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。</p> <p>23 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>24 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>25 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>26 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>27 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>28 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>29 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>30 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。</p> <p>31 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>32 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>34 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>36 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>37 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>38 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、2号炉について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>39 各課長は、<u>検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</u></p> <p>40 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>【添付書類五】</p> <p>1. 組織 （中略）原子力発電に係る組織を第5.1 図に示す。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43 条の3の24 の規定に基づく伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に行っている。</p> <p>【添付書類八】</p> <p>11.2 保安管理体制 発電所の保安管理体制は、所長、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、品質保証課、保安管理課、定検検査課、人材育成課、文書・システム管理課、施設防護課、安全技術課、放射線・化学管理課、防災課、工程管理課、定検管理課、発電課、原子燃料課、1・2号系統管理課、3号系統管理課、保修統括課、機械計画第一課、機械計画第二課、電気計画課、計装計画課、設備改良工事課、土木建築課、耐震工事課をもって構成する。 さらに、発電所における発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議するため、本店に原子力発電安全委員会、発電所に伊方発電所安全運営委員会を設ける。</p>	<p>・添付書類五（1.組織）において、「保安規定等で定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に行っている。」と記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（11.2 保安管理体制）に、申請当時のものであるが組織の記載がある。保安規定記載は現時点での組織記載であるが、整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>(運転管理業務)</u> <u>第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</u> <u>(a) 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって運転監視を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。</u> <u>(b) 警報発信時の対応を実施する。</u> <u>(c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。</u> <u>(2) 当直長または系統管理課長は、原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転操作（系統管理を含む）を実施する。</u> <u>(3) 当直長または系統管理課長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、当直長または系統管理課長から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。</u> <u>(4) 各課長は、第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備に関する次の業務を実施する。</u> <u>(a) 第13条第3項の巡視点検を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。</u> <u>(b) 作業に伴う機器操作を実施する。</u> <u>(c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。</u> <u>(5) 各課長は、第3節（第86条から第89条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</u></p>	<p>[添付資料八] 11. 運転保守 11.3 運転管理 発電用原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、発電用原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う。 また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行い、シミュレータを活用した教育訓練により徹底を図る。異常時の運転手順書については、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的なものとする。さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。 運転手順書については、国内外の事故、故障等を反映して、充実を図る。 さらに、火災、内部溢水、重大事故等及び大規模損壊が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制を整備し、活動を実施する。 保安管理上必要な資機材については、適切に維持する。</p>	<p>・添付資料八（11.3 運転管理）において、機器状態の確認、通常時・異常時の対応の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（巡視点検）</p> <p>第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第106条第1項で定める区域および本条第3項で定める設備を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。 <u>実施においては、第119条7.(2)b.(c)に定める観点を含めて行う。（以下、本条において同じ。）</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2 当直長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第106条第1項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内および第106条第1項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く）は、一定期間^{※1}毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>3 各課長は、第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備について一定期間^{※1}毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。 また、点検可能な時期が<u>定期事業者検査時</u>となる施設については、<u>定期事業者検査時</u>毎に実施する。</p>	<p>[添付資料八]</p> <p>11. 運転保守</p> <p>11.3 運転管理</p> <p>発電用原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、発電用原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う。</p> <p>また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行い、シミュレータを活用した教育訓練により徹底を図る。異常時の運転手順書については、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的なものとする。さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。</p> <p>運転手順書については、国内外の事故、故障等を反映して、充実を図る。</p> <p>さらに、火災、内部溢水、重大事故等及び大規模損壊が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制を整備し、活動を実施する。</p> <p>保安管理上必要な資機材については、適切に維持する。</p>	<p>・添付資料八（11.3 運転管理）において、機器状態の確認、通常時・異常時の対応の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明				
<p>(非常用炉心冷却系 -モード1, 2および3-)</p> <p>第51条 モード1, 2および3において, 非常用炉心冷却系は, 表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, <u>定期事業者検査</u>時に, 2号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および余熱除去ポンプについては表51-2に定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, <u>定期事業者検査</u>時に, 3号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表51-2に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, <u>定期事業者検査</u>時に, 高圧注入系および低圧注入系の自動作動弁が, 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長は, <u>定期事業者検査</u>時に, 高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが, 模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は, <u>定期事業者検査</u>時に, 施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 機械計画第一課長は, <u>定期事業者検査</u>時に, 原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(7) 機械計画第一課長は, <u>定期事業者検査</u>時に, 3号炉の余熱除去ポンプ入口弁が, 閉止可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(8) 当直長は, モード1, 2および3において, 1ヶ月に1回, 2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p><u>(9) 当直長は, モード1, 2および3において, 1ヶ月に1回, 非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い, 弁の動作に異常がないことを確認する。また, 確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>3 当直長は, 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表51-3の措置を講じる。</p> <p>表51-1</p> <table border="1" data-bbox="195 1297 1383 1411"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系^{※1※2}</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること^{※3} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の高圧注入系が動作不能時は, 第84条(表84-3および表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2: 3号炉の低圧注入系が動作不能時は, 第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3: 高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は, 高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に, 動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 ^{※1※2}	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※3} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること	<p>[本文五号]</p> <p>ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備</p> <p>(3) 非常用冷却設備</p> <p>(ii) 主要な機器及び管の個数及び構造</p> <p>a. 非常用炉心冷却設備</p> <p>非常用炉心冷却設備は, 工学的安全施設の一設備で, 蓄圧注入系, 高圧注入系及び低圧注入系から構成する。1次冷却材喪失事故等の設計基準事故が起こったときは, 直ちに蓄圧タンク及び燃料取替用水タンクのほう酸水を各1次冷却材管を経て発電用原子炉に注入し炉心の冷却を行う。また, 燃料取替用水タンクの貯留水がなくなる前に, 格納容器再循環サンプにたまったほう酸水を再循環させる。</p> <p>(a) 高圧注入系</p> <p>(a-1) 高圧注入ポンプ</p> <p>(「高圧注入系」, 「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」, 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」, 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」及び「重大事故等の収束に必要な水の供給設備」と兼用)</p> <p>台数 2 容量 約280m³/h (1台当たり) 揚程 約950m</p> <p>(b) 低圧注入系</p> <p>(b-1) 余熱除去ポンプ</p> <p>(「低圧注入系」, 「余熱除去設備」, 「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」及び「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」と兼用)</p> <p>台数 2 容量 約852m³/h (1台当たり) 揚程 約73m</p> <p>[添付資料八]</p> <p>5.3 非常用炉心冷却設備</p> <p>5.3.1 概要</p> <p>非常用炉心冷却設備は, 蓄圧注入系, 高圧注入系及び低圧注入系で構成し, 想定される事故に対してほう酸水を注入し, 次に示す機能を持つ。</p> <p>(1) 1次冷却材喪失事故に対して原子炉を冷却し, 燃料及び燃料被覆の重大な損傷を防止でき, かつ, 燃料被覆のジルコニウムと水との反応を十分小さな量に制限する。</p> <p>(2) 主蒸気管破断事故に対して, 原子炉の停止に必要な負の反応度を添加する。</p> <p>非常用炉心冷却設備の系統構成を第5.3.1図に示す。</p> <p>蓄圧注入系は, 加圧されたほう酸水を貯える蓄圧タンクを備え, 1次冷却材の圧力が低下すると自動的にほう酸水を注入する。高圧注入系は高圧注入ポンプを, また, 低圧注入系は余熱除去ポンプを備え, 事故時には燃料取替用水タンクに貯蔵するほう酸水を原子炉に注入する。</p> <p>5.3.2 設計方針</p> <p>(1) 事故の範囲</p> <p>非常用炉心冷却設備は, 次の事故に対して制御棒クラスタの挿入と相まって原子炉を停止し冷却を行うように設計する。</p> <p>a. 1次冷却材管の小口径配管破断から最大口径配管の完全両端破断までの1次冷却材喪失事故</p> <p>b. 制御棒クラスタ飛出し事故</p> <p>c. 主蒸気管破断事故</p> <p>d. 蒸気発生器伝熱管破損事故</p>	<p>・本文五号(ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備)において, 機能等の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付資料八(5.3 非常用炉心冷却設備)において, 機能等の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。</p>
項目	運転上の制限					
非常用炉心冷却系 ^{※1※2}	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※3} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること					

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明																																																										
<p>表51-2</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="195 300 1386 415"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が86m以上、容量が454m³/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="195 449 1386 638"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m³/h以上であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が82.4m以上、容量が681m³/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が86m以上、容量が454m ³ /h以上であることを確認する。	項目	確認事項	高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m ³ /h以上であることを確認する。	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上、容量が681m ³ /h以上であることを確認する。	<p>(2) 単一故障 非常用炉心冷却設備は、事故後の短期間では動的機器の単一故障を仮定しても、また、事故後の長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性を有する設計とする。 単一故障に関連している事故後の短期間とは、原則として事故発生後あるいは原子炉停止後24時間の運転期間を、また、事故後の長期間とは、その後の運転期間をいうものとするが、1次冷却材喪失事故を想定する場合、非常用炉心冷却設備については、事故後の短期間は1次冷却材喪失事故発生から注入モード終了までの運転期間、また、事故後の長期間は再循環モード以降の運転期間とする。</p> <p>(3) 外部電源喪失 非常用炉心冷却設備は、外部電源喪失時には、前述の単一故障を仮定しても、ディーゼル発電機の作動により必要な機器に電力を供給することによって所定の安全機能を果たし得る設計とする。</p> <p>(4) 自動起動 非常用炉心冷却設備は、非常用炉心冷却設備作動信号等により自動的に作動する設計とする。</p> <p>(5) 共用の排除 非常用炉心冷却設備は、共用によって安全機能を失うおそれのある場合、原子炉施設間で共用しない設計とする。</p> <p>(6) 試験検査 非常用炉心冷却設備は、その健全性あるいは運転可能性を確認するために、その重要度に応じて定期的な試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>5.3.3 主要設備の仕様 非常用炉心冷却設備に主要設備の仕様を第5.3.1表に示す。</p> <p>第5.3.1表 非常用炉心冷却設備の設備仕様</p> <table border="0" data-bbox="1498 1192 2062 1759"> <tr> <td colspan="3">(2) 高圧注入ポンプ</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>うず巻式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約280m³/h（1台当たり）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>揚程</td> <td>約950m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>16.7MPa[gage]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>150℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体材料</td> <td>ステンレス鋼</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3) 余熱除去ポンプ</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>うず巻式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約852m³/h（1台当たり）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>揚程</td> <td>約73m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>4.5MPa[gage]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>200℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体材料</td> <td>ステンレス鋼</td> <td></td> </tr> </table>	(2) 高圧注入ポンプ			型式	うず巻式		台数	2		容量	約280m ³ /h（1台当たり）		揚程	約950m		最高使用圧力	16.7MPa[gage]		最高使用温度	150℃		本体材料	ステンレス鋼		(3) 余熱除去ポンプ			型式	うず巻式		台数	2		容量	約852m ³ /h（1台当たり）		揚程	約73m		最高使用圧力	4.5MPa[gage]		最高使用温度	200℃		本体材料	ステンレス鋼		
項目	確認事項																																																											
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が86m以上、容量が454m ³ /h以上であることを確認する。																																																											
項目	確認事項																																																											
高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m ³ /h以上であることを確認する。																																																											
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上、容量が681m ³ /h以上であることを確認する。																																																											
(2) 高圧注入ポンプ																																																												
型式	うず巻式																																																											
台数	2																																																											
容量	約280m ³ /h（1台当たり）																																																											
揚程	約950m																																																											
最高使用圧力	16.7MPa[gage]																																																											
最高使用温度	150℃																																																											
本体材料	ステンレス鋼																																																											
(3) 余熱除去ポンプ																																																												
型式	うず巻式																																																											
台数	2																																																											
容量	約852m ³ /h（1台当たり）																																																											
揚程	約73m																																																											
最高使用圧力	4.5MPa[gage]																																																											
最高使用温度	200℃																																																											
本体材料	ステンレス鋼																																																											
<p>表51-3</p> <table border="1" data-bbox="195 709 1386 1289"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 低圧注入系1系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 低圧注入系1系統が動作不能である場合	B.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間																																																
条件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																																																										
B. 低圧注入系1系統が動作不能である場合	B.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																																																										
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間																																																										

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明																
<p>(非常用炉心冷却系 -モード4-)</p> <p>第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプまたは充てんポンプ、および1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p><u>(2) 当直長は、モード4において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>3 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1" data-bbox="195 690 1386 842"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系^{※1※2※3}</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉の高圧注入系が動作不能時は、第84条（表84-3および表84-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：3号炉の充てん系が動作不能時は、第84条（表84-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：3号炉の低圧注入系が動作不能時は、第84条（表84-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p>表52-2</p> <table border="1" data-bbox="195 1163 1386 1493"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合</td> <td>B.1 当直長は、高圧注入系または充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は、モード5にする。</td> <td>20時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 ^{※1※2※3}	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること ^{※4}	条件	要求される措置	完了時間	A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合	A.1 当直長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに	B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合	B.1 当直長は、高圧注入系または充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。	1時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード5にする。	20時間	<p>第51条（非常用炉心冷却系 -モード1, 2および3-）に同じ。</p>	<p>・第51条（非常用炉心冷却系 -モード1, 2および3-）に同じ。</p>
項目	運転上の制限																	
非常用炉心冷却系 ^{※1※2※3}	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること ^{※4}																	
条件	要求される措置	完了時間																
A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合	A.1 当直長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに																
B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合	B.1 当直長は、高圧注入系または充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。	1時間																
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード5にする。	20時間																

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明				
<p>（原子炉格納容器スプレイ系） 第57条 モード1，2，3および4において，原子炉格納容器スプレイ系は，表57-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，2号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭および漏えいがないことを確認する。 (2) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，3号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ，異常な振動，異音異臭，漏えいがないこと，および表57-3に定める事項を確認する。 (3) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，格納容器スプレイポンプが，模擬信号により起動することを確認する。 (4) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，原子炉格納容器スプレイ系の自動弁が，模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。 (5) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (6) 発電課長は，よう素除去薬品タンクの薬品^{※1}濃度を表57-2に定める頻度で確認する。 (7) 当直長は，よう素除去薬品タンクの薬品溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。 (8) 当直長は，モード1，2，3および4において，1ヶ月に1回，2台の格納容器スプレイポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。また，動作可能であることを確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。 (9) <u>当直長は，モード1，2，3および4において，1ヶ月に1回，原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い，弁の動作に異常がないことを確認する。また，確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</u> 3 当直長は，原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表57-4の措置を講じる。</p> <p>※1：2号炉については苛性ソーダ，3号炉についてはヒドラジンをいう。（以下，本条において同じ。）</p> <p>表57-1</p> <table border="1" data-bbox="195 1262 1383 1409"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系^{※2}</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉の原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は，第84条（表84-4および表84-6）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系 ^{※2}	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること	<p>[本文五号] リ 原子炉格納施設の構造及び設備 (3) 非常用格納容器保護設備の構造 (i) 原子炉格納容器スプレイ設備 原子炉格納容器スプレイ設備は，1次冷却材喪失事故時に原子炉格納容器内の温度及び圧力の減少を図るとともに，浮遊するよう素等の除去を行う。 a. 格納容器スプレイポンプ（ホ(3)(ii)b.(c)他と兼用） 台数 2 容量 約940m³/h（1台当たり） 揚程 約170m</p> <p>[添付資料八] 5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5.6.3 主要設備及び仕様 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備の主要設備及び仕様は第5.6.1表及び第5.6.2表のとおり。</p> <p>第5.6.1表 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプ 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉格納容器スプレイ設備 ・火災防護設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備 ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備</p> <p>型式 うず巻式 台数 2（代替炉心注水及び代替再循環運転時はB号機のみ使用） 容量 約940m³/h（1台当たり） 揚程 約170m 最高使用圧力 2.7MPa[gage] 最高使用温度 150℃ 本体材料 ステンレス鋼</p>	<p>・本文五号（リ 原子炉格納施設の構造及び設備）において，機能等の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付資料八（5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）において，機能等の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p>
項目	運転上の制限					
原子炉格納容器スプレイ系 ^{※2}	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること					

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
表57-2				
項目	制限値		確認頻度	
	2号炉	3号炉		
苛性ソーダ濃度	30wt%以上	—	定期事業者検査時	
ヒドラジン濃度	—	35wt%以上	定期事業者検査時	
溶液量 (有効水量)	7.3m ³ 以上	1.6m ³ 以上	モード1, 2, 3および4において6ヶ月に1回	
表57-3				
項目	確認事項			
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m ³ /h以上であることを確認する			
表57-4				
条件	要求される措置	完了時間		
A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日		
	および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回		
B. よう素除去薬品タンクの薬品濃度または溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、制限値内に回復させる。	72時間		
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。	12時間		
	および C.2 当直長は、モード5にする。	56時間		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（運転上の制限の確認）</p> <p>第86条 各課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。<u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</u></p> <p>2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第85条の2の第3項（以下、各条において「この規定第3項」という。）で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表86に定める範囲内で延長することができる^{※1※2}。ただし、確認回数^{※1※2}の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない^{※1※2}。</p> <p>3 各課長は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4 各課長は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第2項で定める頻度（期間）以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度（期間）より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5 各課長は、この規定第2項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>6 各課長は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつ、その結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第87条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7 各課長は、この規定第2項で定める運転上の制限を満足していること^{※1}の確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>8 各課長は、第17条の2の2、第17条の5、第17条の6または第124条にもとづく教育および訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を移動して使用する場合は、教育および訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>9 各課長（当直長は除く）が第16条、第87条、第88条、この規定第2項およびこの規定第3項にもとづいて行う当直長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直長への通知をいう。</p> <p>※1：第2節で定める頻度にも適用される。</p> <p>※2：第88条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p>	<p>（設置許可記載なし）</p>	<p>・保安規定審査基準の記載「実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。」</p> <p>の記載と保安規定記載は整合している。</p>

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
表86				
頻 度		備 考		
この規定第2項または第3項で定める頻度	延長できる時間			
15分に1回	3分	分単位の間隔で確認する。		
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。		
4時間に1回	1時間	時間単位の間隔で確認する。		
8時間に1回	2時間	時間単位の間隔で確認する。		
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。		
1日に1回	6時間	時間単位の間隔で確認する。 ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する。		
3日に1回	1日	日単位の間隔で確認する。		
1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。		
10日に1回	3日	日単位の間隔で確認する。		
1ヶ月に1回	7日	1ヶ月＝31日 日単位の間隔で確認する。		
3ヶ月に1回	23日	3ヶ月＝92日 日単位の間隔で確認する。		
6ヶ月に1回	46日	6ヶ月＝184日 日単位の間隔で確認する。		
1年に1回	92日	1年＝365日 日単位の間隔で確認する。		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）</p> <p>第88条 各課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※1を要求される完了時間の範囲内で実施する※2。なお、運用方法については、表87の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※1を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※2。</p> <p>3 各課長は、表88で定める設備について、保全計画等に基づき定期的に行う点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置※1を実施する。この場合、第1項なお書の規定は適用しない。また、同表で定める設備について、要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置の実施について、原子炉主任技術者の確認を得る。この場合、第2項は適用しない。</p> <p>4 第1項、第2項および第3項の実施については、第87条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5 各課長は、第1項、第2項または第3項に基づく点検・保守を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保守に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7 第1項を実施する場合、各課長は、運転上の制限外へ移行する前に、運転上の制限外へ移行した段階で要求される措置※3を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外へ移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外へ移行する場合は、第87条第3項、第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替える。</p> <p>9 各課長は、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合または第3項の場合において点検時の措置を実施できなかった場合は、当該の運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10 各課長は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当直長に通知する。</p> <p>11 各課長は、第2項に基づく点検・保守および第3項において完了時間を超えて点検・保守を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：措置については、確率論的リスク評価等を用いて、当該措置の有効性を検証する。</p> <p>※2：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。</p> <p>※3：点検・保守を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>（設置許可記載なし）</p>	<p>・保安規定審査基準の記載「<u>実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで</u> 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等 12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。」 の記載と保安規定記載は整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p>（新燃料の運搬）</p> <p>第93条 安全技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認し</u>、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 補助建屋クレーン（2号炉）、燃料取替棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>3 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器（以下、本条において「<u>輸送物</u>」という。）を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する</u>。</p> <p>(1) <u>輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</u></p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p>(4) <u>車両を徐行させること</u></p> <p>(5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>(6) <u>輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</u></p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に<u>輸送物を移動する場合は、移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 <u>安全技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) <u>外観検査</u></p> <p>(2) <u>線量当量率検査</u></p> <p>(3) <u>未臨界検査</u></p> <p>(4) <u>吊上検査</u></p> <p>(5) <u>重量検査</u></p> <p>(6) <u>収納物検査</u></p> <p>(7) <u>表面密度検査</u></p> <p>7 安全技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>[本文九号]</p> <p>イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がイ(3)(i)c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.1 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>4.1.1 通常運転時等</p> <p>4.1.1.1 概要</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。</p> <p>燃料取扱設備の配置を第4.1.1 図及び第4.1.2 図に示す。</p> <p>発電所に搬入したウラン新燃料は、受入検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピットに貯蔵する。これらのウラン新燃料は、再装荷燃料等とともに炉心へ装荷するが、新燃料貯蔵庫に貯蔵したウラン新燃料は、炉心へ装荷する前に通常使用済燃料ピットに一時的に保管する。</p> <p>11. 運転保守</p> <p>11.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2. 放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（第8条）に従って、次の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れるか又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(2)の表面密度限度の1/10を超えないようにする。</p>	<p>・本文九号に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、11.4 燃料管理）において、新燃料の取扱いについて記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（燃料の検査）</p> <p>第95条 安全技術課長は、<u>定期事業者検査時に装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</u></p> <p>2 <u>第1項の検査については、第8章に基づき実施する。</u></p> <p>3 安全技術課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 安全技術課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.1 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>4.1.1 通常運転時等</p> <p>4.1.1.1 概要</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。</p> <p>燃料取扱設備の配置を第4.1.1 図及び第4.1.2 図に示す。</p> <p>発電所に搬入したウラン新燃料は、受入検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピットに貯蔵する。これらのウラン新燃料は、再装荷燃料等とともに炉心へ装荷するが、新燃料貯蔵庫に貯蔵したウラン新燃料は、炉心へ装荷する前に通常使用済燃料ピットに一時的に保管する。発電所に搬入したウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、受入検査後、使用済燃料ピットに貯蔵した後、炉心へ装荷する。</p> <p>炉心への装荷の手順は、以下に示す燃料の取出しとほぼ逆の手順によって行う。</p> <p>原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替用キヤナル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移動する。</p> <p>これらの使用済燃料の移送は、遮蔽及び冷却のため、すべて水中で行う。</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要に応じて使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。</p> <p>11. 運転保守</p> <p>11.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p>	<p>・添付書類八（4.1 燃料取扱及び貯蔵設備、11.4 燃料管理）において、設備や管理方法に係る事項について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（燃料の取替等）</p> <p>第96条 安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 <u>安全技術課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値）を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いる。</u></p> <p>(a) 反応度停止余裕 (b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) <u>燃料棒最高燃焼度（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合）</u> (e) F_{XY}^N (f) 減速材温度係数 (g) <u>出力運転時ほう素濃度</u> (h) 最大反応度添加率 (i) 制御棒クラスタ落下時のワースおよび $F_{\Delta H}^N$ (j) 制御棒クラスタ飛出し時のワースおよび F_Q</p> <p><u>(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることについて、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。</u></p> <p>3 <u>原子力部長は、第2項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u></p> <p>4 <u>安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</u></p> <p>5 当直長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと (2) 補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p>	<p>[本文五号]</p> <p>ハ 原子炉本体の構造及び設備</p> <p>(1) 発電用原子炉の炉心</p> <p>(iii) 主要な核的制限値</p> <p>原子炉を安全かつ安定に制御することを目的として、次のような核的制限値を設定する。なお、原子炉は、高温状態以外で臨界としない設計とする。</p> <p>a. 反応度停止余裕</p> <p>最大反応度値を有する制御棒クラスタ1本が、全引き抜き位置のまま挿入できない場合でも、以下に示す反応度停止余裕を持つ設計とする。</p> <p>高温停止状態 0.018 $\Delta k/k$ 低温停止状態 0.010 $\Delta k/k$</p> <p>b. 制御棒クラスタによる最大反応度添加率</p> <p>制御棒クラスタによる最大反応度添加率は、制御棒クラスタが引き抜き手順上可能な最大速度で引き抜かれても、0.00086 ($\Delta k/k$)/s以下とする。</p> <p>c. 制御棒クラスタの最大反応度値</p> <p>制御棒クラスタの最大反応度値は、制御棒クラスタが挿入限界位置から飛び出した場合、炉心の状態に応じ、次の値以下とする。</p> <p>高温全出力時 0.0015 $\Delta k/k$ 高温零出力時 0.010 $\Delta k/k$</p> <p>d. 減速材温度係数及びドップラ係数</p> <p>減速材温度係数は、高温出力運転状態では負になるように設計する。また、ドップラ係数は負になるように設計する。</p> <p>(2) 燃料体</p> <p>(v) 最高燃焼度</p> <p>燃料集合体最高燃焼度</p> <p>ウラン燃料 55,000MWd/t ただし、初装荷燃料及び取替燃料のうち第4～第11 領域燃料は48,000MWd/t ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 45,000MWd/t</p> <p>ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。</p> <p>ウラン新燃料は、燃料取扱設備により、燃料取扱棟内において、ウラン新燃料の輸送容器から新燃料貯蔵設備又は使用済燃料貯蔵設備に移し、原子炉格納容器内に搬入する。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、燃料取扱設備により、燃料取扱棟内において、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の輸送容器から使用済燃料貯蔵設備に移し、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で行う。</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。</p>	<p>・本文五号（ハ 原子炉本体の構造及び設備およびニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備）において、燃料の設計および取替について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>[本文十号] イ 運転時の異常な過渡変化 (2) 解析条件 (ii) 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化 d. 原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈 d-2. 出力運転時の異常な希釈 (c) 初期ほう素濃度は2,000ppmとする。 【上記他、事象ごとに解析入力値を記載している。】</p> <p>[添付書類八] 3.3 核設計 3.3.2 設計方針 (1) 原子炉の安全上及び運転上の見地から次のことを考慮して設計する。 a. 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、原子炉施設の各設備の保護動作とあいまって燃料の健全性を確保できる炉心特性を有すること。 b. 最大反応度値を有する制御棒クラスタ1本が全引き抜き状態であっても、常に炉心を臨界未満にすることができること。 c. 原子炉制御設備により炉心を連続的に、かつ、安定に制御できること。 d. 通常の運転制御を行うのに十分な負の反応度効果を有すること。 (2) これらを基本とし、次のことを考慮して具体的設計を行う。 a. 反応度停止余裕 制御棒クラスタは、最大反応度値を有する制御棒クラスタ1本が全引き抜き位置のまま挿入できない場合でも、高温停止状態では0.018Δk/k以上の反応度停止余裕を与える設計とする。さらに、化学体積制御設備によるほう酸注入により、低温停止状態でも0.010Δk/k以上の反応度停止余裕を維持できる設計とする。 b. 制御棒クラスタの最大反応度値及び最大反応度添加率 制御棒クラスタの最大反応度値及び最大反応度添加率は、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を損なわず、炉内構造物が炉心冷却の機能を果たせるように制限する。 すなわち、制御棒クラスタの最大反応度値は制御棒クラスタ1本が挿入限界位置から飛び出した場合、高温全出力時0.0015Δ k/k以下、高温零出力時サイクル初期で0.0090Δ k/k以下、サイクル末期で0.010Δ k/k以下となる設計とする。また、最大反応度添加率は二つのバンクの制御棒クラスタが引き抜き手順上可能な最大速度で引き抜かれても、8.6×10^{-4} (Δk/k)/s以下となる設計とする。さらに、高温全出力運転中全引き抜き位置から制御棒クラスタ1本が落下した場合の負の最大添加反応度は、2.5×10^{-3} Δk/kを上回らない設計とする。 c. 反応度係数 炉心が負の反応度フィードバック特性を有するように、ドップラ係数は常に負であり、かつ、高温出力運転状態で減速材温度係数は負となる設計とし、これらを総合した反応度出力係数が運転時の異常な過渡変化時においても出力抑制効果を有する設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本文十号（イ 運転時の異常な過渡変化）において、解析入力値について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。 添付書類八（3.3 核設計および4.1 燃料取扱及び貯蔵設備）において、燃料の設計および取替について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>d. 出力分布 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、燃料中心最高温度及び最小DNBRの制限を満足するため、通常運転時の熱水路係数が3.3.5(3)b.に記載する値以下となる設計とする。</p> <p>e. 安定性 出力分布の振動が生じないように、炉心に十分な減衰特性を持たせた設計とするか、又はたとえ振動が生じてもそれを検出し、容易に抑制できる設計とする。</p> <p>f. 燃料燃焼度 燃料集合体の最高燃焼度は、ウラン燃料集合体については、55,000MWd/t以下となる設計とする。 ただし、初装荷燃料及び取替燃料のうち第4～第11領域燃料については、燃料集合体の最高燃焼度は48,000MWd/t以下となる設計とする。 また、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体については、45,000MWd/t以下となる設計とする。</p> <p>g. ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体のプルトニウム含有率 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料に使用されるプルトニウム組成比は、核分裂性プルトニウム割合約55～約82wt%の範囲で変動すると想定されるため、プルトニウム組成比によってウラン・プルトニウム混合酸化物燃料のプルトニウム含有率を変化させる。このときウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の集合体平均のプルトニウム含有率は、等価フィッサイル法によりプルトニウムと混合する劣化ウランの反応度寄与分も含んで約4.1wt%濃縮ウラン相当以下とし、かつ、約11wt%以下となる設計とする。 また、ペレット最大プルトニウム含有率は13wt%以下、ペレット最大核分裂性プルトニウム富化度は8wt%以下となる設計とする。</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 4.1 燃料取扱及び貯蔵設備 4.1.1 通常運転時等 4.1.1.1 概要 燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。 燃料取扱設備の配置を第4.1.1 図及び第4.1.2 図に示す。 発電所に搬入したウラン新燃料は、受入検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピットに貯蔵する。これらのウラン新燃料は、再装荷燃料等とともに炉心へ装荷するが、新燃料貯蔵庫に貯蔵したウラン新燃料は、炉心へ装荷する前に通常使用済燃料ピットに一時的に保管する。発電所に搬入したウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、受入検査後、使用済燃料ピットに貯蔵した後、炉心へ装荷する。 炉心への装荷の手順は、以下に示す燃料の取出しとほぼ逆の手順によって行う。 原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替用キヤナル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移動する。 これらの使用済燃料の移送は、遮蔽及び冷却のため、すべて水中で行う。 使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要に応じて使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常1年間以上冷却し、冷却を終えた使用済燃料は、使用済燃料ピットクレーン等を使用して水中で使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p>使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量は中央制御室で監視できるとともに、異常時は中央制御室に警報を発信する。</p> <p>[添付書類十]</p> <p>2. 運転時の異常な過渡変化の解析</p> <p>2.2 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化</p> <p>2.2.4 原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈</p> <p>2.2.4.2 過渡変化の解析</p> <p>(2) 解析条件</p> <p>b. 出力運転時の異常な希釈</p> <p>(c) 初期ほう素濃度は、大きめの反応度添加率を与えるよう、出力運転時に予想される最高濃度を上回る値として、2,000ppmとする。</p> <p>【上記他、事象ごとに解析入力値を記載している。】</p>	<p>・添付書類十（2. 運転時の異常な過渡変化の解析）において、解析入力値について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明								
<p>（使用済燃料の貯蔵） 第97条 安全技術課長は、使用済燃料（以下、<u>照射済燃料を含む</u>）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1号炉，2号炉および3号炉の使用済燃料を表97に定める使用済燃料ピットに貯蔵し，3号炉について，1ヶ月に1回以上，巡視点検により，貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 3号炉について，使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 3号炉について，原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で，使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>(6) <u>使用済燃料ラックに収納することが適切でない</u>と判断した使用済燃料については，<u>破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</u></p> <p>表97</p> <table border="1" data-bbox="195 884 1136 1276"> <tr> <td>1号炉，2号炉および3号炉の使用済燃料</td> <td>貯蔵可能な使用済燃料ピット</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉，3号炉^{※1}</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> </table> <p>※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。</p>	1号炉，2号炉および3号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	3号炉	2号炉	2号炉，3号炉 ^{※1}	3号炉	3号炉	<p>[本文五号] ニ．核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(i) 核燃料物質取扱設備の構造 核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は，燃料取替クレーン，使用済燃料ピットクレーン（1号，2号及び3号炉共用），燃料取扱棟クレーン（1号，2号及び3号炉共用），燃料移送装置等で構成する。 ウラン新燃料は，燃料取扱設備により，燃料取扱棟内において，ウラン新燃料の輸送容器から新燃料貯蔵設備又は使用済燃料貯蔵設備に移し，原子炉格納容器内に搬入する。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は，燃料取扱設備により，燃料取扱棟内において，ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の輸送容器から使用済燃料貯蔵設備に移し，原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は，原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし，燃料取扱設備を用いてほう酸水中で行う。 使用済燃料は，遮へいに必要な水深を確保した状態で，燃料取扱設備を用いてほう酸水中で燃料取扱棟内へ移送し，同棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号，2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。 燃料取扱設備は，燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに，燃料集合体の落下を防止する設計とする。 なお，使用済燃料の搬出には，使用済燃料輸送容器を使用する。 （略）</p> <p>(ii) 使用済燃料貯蔵設備 a．構造 使用済燃料貯蔵設備（1号，2号及び3号炉共用）は，使用済燃料及び新燃料をほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造，ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）であり，燃料取扱棟内に設ける。 使用済燃料ピットは，燃料体等の上部に十分な水深を確保する設計とするとともに，使用済燃料ピット水位，水温及び使用済燃料ピット水の漏えい並びに燃料取扱棟内の放射線量率を監視する設備を設け，さらに，万一漏えいを生じた場合には，ほう酸水を補給できる設計とする。 使用済燃料貯蔵設備は，想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。 使用済燃料貯蔵設備は，燃料体等の取扱中に想定される落下時にも著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷を避けるよう設計する。 使用済燃料ピットは，使用済燃料ピットの冷却機能喪失，使用済燃料ピットの注水機能喪失，使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合において，燃料の貯蔵機能を確保できる設計とする。 また，使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に，スプレーや蒸気条件下でも臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置によって，臨界を防止することができる設計とする。</p> <p>b．貯蔵能力 全炉心燃料の約 1,150%相当分（1号，2号及び3号炉共用）</p> <p>[添付書類八] 4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 4.1 燃料取扱及び貯蔵設備 4.1.1 通常運転時等 4.1.1.1 概要 燃料取扱及び貯蔵設備は，新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。 燃料取扱設備の配置を第 4.1.1 図及び第 4.1.2 図に示す。</p>	<p>・本文五号（ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備）において、燃料取扱設備で燃料を扱うこと、臨界に達しない措置、燃料、落下物の落下防止措置、未臨界性確保、および貯蔵能力について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、11.4 燃料管理）において、燃料取扱設備で燃料を扱うこと、臨界に達しない措置、燃料、落下物の落下防止措置、未臨界性確保、貯蔵能</p>
1号炉，2号炉および3号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット									
1号炉	3号炉									
2号炉	2号炉，3号炉 ^{※1}									
3号炉	3号炉									

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>発電所に搬入したウラン新燃料は、受入検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピットに貯蔵する。これらのウラン新燃料は、再装荷燃料等とともに炉心へ装荷するが、新燃料貯蔵庫に貯蔵したウラン新燃料は、炉心へ装荷する前に通常使用済燃料ピットに一時的に保管する。発電所に搬入したウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、受入検査後、使用済燃料ピットに貯蔵した後、炉心へ装荷する。</p> <p>炉心への装荷の手順は、以下に示す燃料の取出しとほぼ逆の手順によって行う。</p> <p>原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替用チャンネル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移動する。</p> <p>これらの使用済燃料の移送は、遮蔽及び冷却のため、すべて水中で行う。</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要に応じて使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常1年間以上冷却し、冷却を終えた使用済燃料は、使用済燃料ピットクレーン等を使用して水中で使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p>使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量は中央制御室で監視できるとともに、異常時は中央制御室に警報を発信する。</p> <p>4.1.1.2 設計方針</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料の搬入から使用済燃料の搬出までの取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うことができるよう以下の方針により設計する。</p> <p>(1) 燃料取扱及び貯蔵設備のうち安全上重要な機器は、適切な定期的試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>(2) 貯蔵設備は、適切な格納性と空気浄化系を有する区画として設計する。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵設備は、1回の燃料取替えに必要な燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有し、また、使用済燃料貯蔵設備は、全炉心燃料及び1回の燃料取替えに必要な燃料集合体数並びにウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱設備は、移送操作中の燃料体等の落下を防止するためワイヤロープ二重化等の適切な落下防止措置を有する設計とする。</p> <p>(5) 使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の取扱及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p> <p>(6) 使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を有する設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット水を冷却して使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱を十分除去できるとともに、使用済燃料ピット水を適切な水質に維持できる設計とする。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットは、冷却用の使用済燃料ピット水の保有量が著しく減少することを防止するため、十分な耐震性を有する設計とするとともに、使用済燃料ピットに接続する配管は、使用済燃料ピット水の減少を引き起こさない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットの水位計は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、水位の異常な低下又は上昇時に警報を発信する設計とする。使用済燃料ピットの温度計は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な温度上昇時に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率計は、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。さらに、使用済燃料ピット内張りからの漏えい検知のための装置を有する設計とする。</p> <p>外部電源が利用できない場合においても、非常用所内電源からの給電により使用済燃料ピットの水位及び水温並びに放射線量が監視可能な設計とする。</p> <p>さらに、万一漏えいが生じた場合には、燃料取替用水タンクからほう素濃度 4,400ppm 以上のほう酸水を補給できる設計とする。</p>	<p>力、必要に応じて別容器に入れて貯蔵することについて記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>(8) 使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時においても著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷が生じない設計とする。</p> <p>(9) 使用済燃料貯蔵設備は、ほう素濃度 4,400ppm 以上のほう酸水で満たし、定期的にほう素濃度を分析する。また、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は 0.98 以下で十分な未臨界性を確保できる設計とする。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、浸水することのないようにするが、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は 0.95 以下で十分な未臨界性を確保できる設計とする。さらに、いかなる密度の水分雰囲気でも満たされたと仮定しても未臨界性を確保できる設計とする。</p> <p>(10) 1号及び2号炉の使用済燃料を収納する使用済燃料ピット及びラックは、Sクラスの耐震性を有する設計とし、地震時においても、1号及び2号炉の使用済燃料の健全性を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料ピット周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー（39.3kJ）以上となる設備等を抽出する。抽出された設備等については、地震時にも落下しない設計とする。</p> <p>床面や壁面へ固定する重量物については、使用済燃料ピットからの離隔を確保するため、使用済燃料ピットへ落下するおそれはない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>b. 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震荷重に対し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。</p> <p>(a) クレーン本体の健全性評価においては、保守的に吊荷ありの条件で、脚部等に発生する地震荷重が許容応力以下であること。</p> <p>(b) 転倒落下防止評価においては、走行レール頭部を抱き込む構造をしたクレーンの浮上り防止爪について、保守的に吊荷なしの条件で、地震時の発生応力が、浮上り防止爪、取付けボルト等の許容応力以下であること。</p> <p>(c) 走行レールの健全性評価においては、走行方向、走行直角方向及び鉛直方向について、地震時に基礎ボルトに発生する荷重が、許容応力以下であること。</p> <p>また、使用済燃料ピットクレーンは、ワイヤロープ二重化、フック部外れ止め及び動力電源喪失時保持機能により、落下防止対策を講じた設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4.1.1.3 主要設備の仕様</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備の主要設備の仕様を第 4.1.1.1 表に示す。</p> <p>4.1.1.4 主要設備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 使用済燃料ピット</p> <p>使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、燃料取扱棟内に設け鉄筋コンクリート造とし、耐震設計 A s クラスの構造物で、壁は遮へいを考慮して十分厚くする。使用済燃料ピット内面は、漏水を防ぎ保守を容易にするために、ステンレス鋼板で内張りした構造とする。</p> <p>使用済燃料ピット水の減少防止のために、使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水のための配管は使用済燃料ピット上部に取り付け、また、注水のための配管にはサイホンブレーカを取り付ける。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。</p> <p>使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合に漏えい水の検知ができるように漏えい検知装置を設置し、燃料取替用水タンクからほう素濃度 4,400ppm 以上のほう酸水を補給できる設計とする。また、使用済燃料ピットには水位及び温度警報装置を設けて、水位高、水位低及び温度高の警報を中央制御室に発する。</p> <p>使用済燃料ピット内には、原子炉容器から取り出した使用済燃料及びウラン・プルト</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>ニウム混合酸化物新燃料を鉛直に保持し、ほう素濃度 4,400ppm 以上のほう酸水中に貯蔵するためのキャン型の使用済燃料ラックを配置する。使用済燃料ラックは、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造で、耐震設計Asクラスとし、ラック中心間隔は、たとえ設備容量分の新燃料を貯蔵し、純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.98以下になるように決定する。</p> <p>使用済燃料ピットには、バーナブルポイズン、使用済制御棒クラスタ等を貯蔵保管するとともに、ウラン新燃料を一時的に保管することもある。さらに、使用済燃料輸送容器を置くためにキャスクピットを設ける。</p> <p>貯蔵容量は、全炉心燃料の約1,150%相当分（1号、2号及び3号炉共用）とする。 （略）</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ピット上を移動するブリッジクレーンであり、使用済燃料ピット内での3号炉の燃料集合体の移動は、架台上のホイスト、3号炉燃料用取扱工具等によって行う。また、1号炉及び2号炉の燃料集合体の移動は、架台上のホイスト、1号炉及び2号炉燃料用取扱工具等によって行う。</p> <p>本クレーンは、駆動源の喪失に対しフェイル・アズ・イズの設計とするとともに、フックは二重ワイヤで保持し、各々の取扱工具は、燃料取扱中に燃料集合体が外れて落下することのないような機械的インターロックを設ける。また、本クレーンは、燃料取扱事故が発生した場合、燃料集合体落下信号を発信するように設計する。</p> <p>なお、1号炉及び2号炉燃料用取扱工具は、3号炉の燃料集合体をつかめない構造とし、3号炉燃料用取扱工具は、1号炉及び2号炉の燃料集合体をつかめない構造とすることにより誤操作を防止する。</p> <p>本クレーンは、地震時にも転倒することがないように設計し、さらに、走行部はレールを抱え込む構造とする。 （略）</p> <p>11. 運転保守</p> <p>11.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（使用済燃料の運搬） 第98条 安全技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認し</u>、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下、<u>本条において「輸送物」という。</u>）を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) <u>輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</u> (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること (4) 車両を徐行させること (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (6) <u>輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</u></p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u>ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、<u>移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p>6. <u>安全技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</u></p> <p>7 <u>所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</u></p> <p>8 <u>所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u></p> <p>9 <u>前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) <u>外観検査</u> (2) <u>気密漏えい検査</u> (3) <u>圧力測定検査</u> (4) <u>線量当量率検査</u> (5) <u>未臨界検査</u> (6) <u>温度測定検査</u> (7) <u>吊上検査</u> (8) <u>重量検査</u> (9) <u>収納物検査</u> (10) <u>表面密度検査</u></p> <p>10 安全技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>[本文五号] ニ. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 核燃料物質取扱設備の構造 核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。 ウラン新燃料は、燃料取扱設備により、燃料取扱棟内において、ウラン新燃料の輸送容器から新燃料貯蔵設備又は使用済燃料貯蔵設備に移し、原子炉格納容器内に搬入する。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、燃料取扱設備により、燃料取扱棟内において、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の輸送容器から使用済燃料貯蔵設備に移し、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で行う。 使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で燃料取扱棟内に移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。 燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。 なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>[本文九号] イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法(3)管理区域内の管理 (i)管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、次の措置を講じる。 (略) c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。 d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がイ(3)(i)c.の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八] 4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 4.1 燃料取扱及び貯蔵設備 4.1.1 通常運転時等 4.1.1.1 概要 燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。 燃料取扱設備の配置を第4.1.1 図及び第4.1.2 図に示す。 発電所に搬入したウラン新燃料は、受入検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピットに貯蔵する。これらのウラン新燃料は、再装荷燃料等とともに炉心へ装荷するが、新燃料貯蔵庫に貯蔵したウラン新燃料は、炉心へ装荷する前に通常使用済燃料ピットに一時的に保管する。発電所に搬入したウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、受入検査後、使用済燃料ピットに貯蔵した後、炉心へ装荷する。 炉心への装荷の手順は、以下に示す燃料の取出しとほぼ逆の手順によって行う。 原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替用チャンネル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移動する。</p>	<p>・本文五号（ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備）において、使用済燃料の運搬について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・本文九号に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 11.4 燃料管理）において、使用済燃料の運搬について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>これらの使用済燃料の移送は、遮蔽及び冷却のため、すべて水中で行う。</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要に応じて使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常1年間以上冷却し、冷却を終えた使用済燃料は、使用済燃料ピットクレーン等を使用して水中で使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p>使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量は中央制御室で監視できるとともに、異常時は中央制御室に警報を発信する。</p> <p>11. 運転保守 11.4 燃料管理 燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p> <p>[添付書類九] 2. 放射線管理 2.2 管理区域内の管理 管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（第8条）に従って、次の措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れるか又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(2)の表面密度限度の1/10を超えないようにする。</p>	<p>・添付書類九に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</u> <u>第98条の2 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文五号] ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (v) 放射性廃棄物の処理施設 放射性廃棄物を処理する施設（安全施設に係るものに限る。）は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有し、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」満足できる設計とする。 また、液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあつては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び発電用原子炉施設外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止でき、固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあつては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。</p> <p>(w) 放射性廃棄物の貯蔵施設 放射性廃棄物を貯蔵する施設（安全施設に係るものに限る。）は、放射性廃棄物が漏えいし難い設計とするとともに、固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備にあつては、放射性廃棄物による汚染が拡がらない設計とする。 （以下、略）</p> <p>[本文九号] イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (1)放射線防護に関する基本方針・具体的方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから発電所周辺の一般公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。 さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 具体的方法については、以下のとおりとする。 (i)本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。 (ii)放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して立ち入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。 (iii)放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。 (iv)管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、人の立ち入りを制限する。 (v)気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理目標値を定め、これを超えないように努める。 なお、発電用原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線（以下「直接線」という。）及びスカイシャインガンマ線（以下「スカイシャイン線」という。）による敷地境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。 （以下、略）</p> <p>[添付書類八] 11.5 放射性廃棄物管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう適切な放出管理を行う。</p>	<p>・本文五号（ロ 発電用原子炉施設の一般構造）に、放射性物質の濃度を十分に低減できると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・本文九号（イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、線量を合理的に達成できる限り低くすることと記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（11.5 放射性廃棄物）に、濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減すると記載されて</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において適切に管理する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、発電所周辺の一般公衆、発電所放射線業務従事者等が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する放射線被ばくについては、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>また、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づき、保安規定にこれを定める。</p>	<p>おり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（1. 放射線防護に関する基本方針）に、被ばくを合理的に達成できる限り低くすることとする記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第99条</p> <p>(中略)</p> <p>5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(5) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p>(6) <u>車両を徐行させること</u></p> <p>(7) <u>核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u>ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(2) <u>発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p>(3) <u>放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>9 <u>放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p>10 <u>放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) <u>法令に適合する容器に封入されていること</u></p> <p>(2) <u>法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</u></p> <p>11 <u>放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度限度についての確認を省略できる。</u></p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>[本文五号]</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(v) 放射性廃棄物の処理施設 放射性廃棄物を処理する施設（安全施設に係るものに限る。）は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有し、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」満足できる設計とする。 また、液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあつては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び発電用原子炉施設外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止でき、固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあつては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。</p> <p>(w) 放射性廃棄物の貯蔵施設 放射性廃棄物を貯蔵する施設（安全施設に係るものに限る。）は、放射性廃棄物が漏えいし難い設計とするとともに、固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備にあつては、放射性廃棄物による汚染が拡がらない設計とする。 (以下、略)</p> <p>[本文九号]</p> <p>ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管管理 固体廃棄物の主なものは、廃液蒸発装置及び洗浄排水処理装置の濃縮廃液、強酸ドレン、雑固体廃棄物（使用済フィルタ、布、紙、小器等）、脱塩塔使用済樹脂等である。 上記のほか、使用済制御棒等の放射化された機器が発生することがある。これらは、使用済燃料ピットに貯蔵し、放射能の減衰を図ることとする。 ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器4基等、1号炉、2号炉及び3号炉の取り外した原子炉容器上部ふた3基等並びに1号炉及び2号炉の取り外した炉内構造物2基等は、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。 脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵して放射能の減衰を図るが、ドラム缶等に封入した場合は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 固体廃棄物貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>11.5 放射性廃棄物管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう適切な放出管理を行う。 放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において適切に管理する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.2 保管管理 ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器4基等、1号炉、2号炉及び3号炉の取り外した原子炉容器上部ふた3基等並びに1号炉及び2号炉の取り外した炉内構造物2基等は、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。 脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵して放射能の減衰を図るが、ドラム缶等に封入した場合は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p>	<p>・本文五号（ロ 発電用原子炉施設の一般構造）に、放射性廃棄物の管理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・本文九号（ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項）に、固体廃棄物の保管管理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（11.5 放射性廃棄物）に、放射性廃棄物管理が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（4.4 固体廃棄物処理）に、固体廃棄物の保管管理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。 固体廃棄物貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p>	

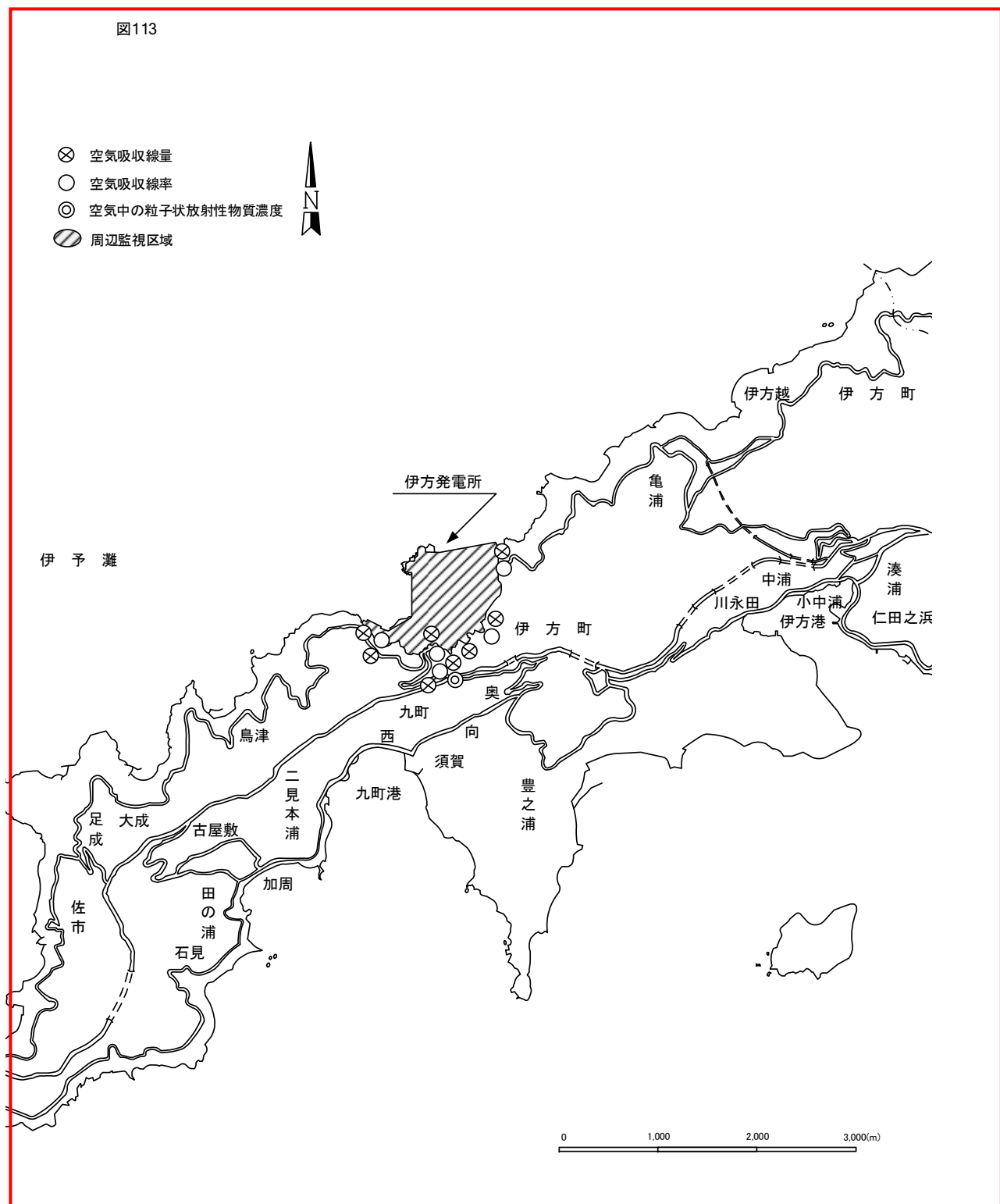
保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>（輸入廃棄物の確認）</u></p> <p><u>第99条の4 所長は、輸入廃棄物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</u></p> <p><u>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査責任者は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認する。</u></p>	<p>[本文八号]</p> <p>八 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p>再処理等拠出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p> <p>ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成27年7月15日付けで許可を受けた記載を適用する。</p>	<p>・本文八号に、海外での再処理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>（放射線管理に係る基本方針）</u> <u>第103条の2 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文九号] イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (1)放射線防護に関する基本方針・具体的方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから発電所周辺の一般公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。 さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 具体的方法については、以下のとおりとする。 (i)本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。 (ii)放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して立ち入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。 (iii)放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。 (iv)管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、人の立ち入りを制限する。 (v)気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理目標値を定め、これを超えないように努める。 なお、発電用原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線（以下「直接線」という。）及びスカイシャインガンマ線（以下「スカイシャイン線」という。）による敷地境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。 （以下、略）</p> <p>[添付書類八] 11. 運転保守 11.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。 発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>[添付書類九] 1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、発電所周辺の一般公衆、発電所放射線業務従事者等が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。 さらに、発電所周辺の一般公衆に対する放射線被ばくについては、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 また、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づき、保安規定にこれを定める。</p>	<p>・本文九号（イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、線量を合理的に達成できる限り低くすることとすると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（11.6 放射線管理）に、従業員等の線量を合理的に達成できる限り低減する方針を記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（1. 放射線防護に関する基本方針）に、被ばくを合理的に達成できる限り低くすることとする記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明						
<p>（放射線業務従事者の線量管理等）</p> <p>第111条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで所員の放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表111に定める項目および頻度にもとづき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表111</p> <table border="1" data-bbox="201 478 1389 594"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{※1}</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}	<p>[本文九号]</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1)放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから発電所周辺の一般公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i)本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii)放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して立ち入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii)放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>(iv)管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、人の立ち入りを制限する。</p> <p>(v)気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理目標値を定め、これを超えないように努める。</p> <p>なお、発電用原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線（以下「直接線」という。）及びスカイシャインガンマ線（以下「スカイシャイン線」という。）による敷地境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>11. 運転保守</p> <p>11.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。</p> <p>発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、発電所周辺の一般公衆、発電所放射線業務従事者等が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分に防護されるように放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する放射線被ばくについては、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>また、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づき、保安規定にこれを定める。</p>	<p>・本文九号（イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、線量を合理的に達成できる限り低くすることとすると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（11.6 放射線管理）に、従業員等の線量を合理的に達成できる限り低減する方針を記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（1. 放射線防護に関する基本方針）に、被ばくを合理的に達成できる限り低くすることとする記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
項目	頻度							
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}							
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}							

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明																									
<p>（外部放射線に係る線量当量率等の測定） 第113条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表113-1および表113-2（第105条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。 2 放射線・化学管理課長は、表113-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図113に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。 3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>表113-1</p> <table border="1" data-bbox="195 621 1389 911"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理区域内^{※1}</td> <td>外部放射線に係る線量当量率^{※2}</td> <td>毎日運転中1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度^{※3}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度^{※3}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率^{※4}</td> <td>常 時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：エリアモニタにおいて測定する項目 ※3：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※4：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目</p> <p>表113-2</p> <table border="1" data-bbox="195 1163 1389 1348"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	管理区域内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日運転中1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 ^{※3}	1週間に1回	表面汚染密度 ^{※3}	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 ^{※4}	常 時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間	<p>[本文九号] イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (3)管理区域内の管理 (ii)管理区域内は、場所により外部放射線に係る線量当量率、放射線業務従事者等の立入頻度等に差異があるため、これらのことを考慮して以下に述べるように適切な管理を行う。 d. 放射線業務従事者等の線量の管理が、容易かつ確実に進めるようにするため、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、放射線サーベイ設備等により、管理区域の放射線レベル等の状況を把握する。 (略) (7)周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 前項で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことを確認するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 (i)空間放射線量等の監視 空間放射線量及び空間放射線量率について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。 なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる空間放射線量率の測定は、中央制御室で監視する。 (ii)環境試料の放射能監視 周辺環境試料について、種類、頻度、測定核種を定めて放射能監視を行う。 (略)</p> <p>[添付書類八] 11. 運転保守 11.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。 発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>[添付書類九] 2.2 管理区域内の管理 (略) 管理区域内の管理は、遮へい、換気空調設備等の防護施設の設置及び維持並びに外部放射線に係る線量当量等の監視により行う。 次に、その具体的な方法について述べる。 (3)線量当量等の測定 放射線業務従事者の線量の管理が、容易かつ確実に進めるようにするため、放射線測定器等により、管理区域の放射線レベル等の状況を把握する。 a. 外部放射線に係る線量当量率の測定 管理区域内空間の外部放射線に係る線量当量率を把握するため、管理区域内の主要部分における外部放射線に係る線量当量率を測定する。 外部放射線に係る線量当量率測定用のエリアモニタの主な設置場所については「添付書類八11.2放射線管理設備」に示す。</p>	<p>・本文九号（イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に放射線レベル等の状況把握について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（11.6 放射線管理）に、放射線の測定について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（2.2 管理区域内の管理、3.1 空間放射線量等の監視、3.2 環境試料の放射能監視）に、線量当量等の測定についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
場 所	測定項目	測定頻度																									
管理区域内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日運転中1回																									
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																									
	空気中の放射性物質濃度 ^{※3}	1週間に1回																									
	表面汚染密度 ^{※3}	1週間に1回																									
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																									
	空気吸収線量率 ^{※4}	常 時																									
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																									
場 所	測定項目	測定頻度																									
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間																									

保安規定条文（変更後）



設置許可記載（3号炉）

設置許可との整合性説明

エリアモニタは、放射線レベルがあらかじめ設定された値以上になると、現場及び中央制御室において警報を発する。

警報は異常の発見を主目的とするところから、その警報設定点は、平常時の値等を基にして定める。

また、放射線業務従事者が、特に頻繁に立ち入る箇所については、定期的及び必要の都度サーベイメータによる外部放射線に係る線量当量率の測定を行う。

サーベイメータとしては線量当量率サーベイメータを使用する。

b. 空気中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度の測定

管理区域内の空気中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を把握するため次の測定を行う。

(b) サンプルングによる測定

空気中の放射性物質の濃度又は床等の表面の放射性物質の密度が異常に変化すれば、前に述べたエリアモニタ及びサーベイメータによっても測定できるが、放射線業務従事者が特に頻繁に立ち入る箇所については、サンプルングによる測定を定期的及び必要の都度行う。

以上のモニタ等については「添付書類八11.2放射線管理設備」に示す。

(略)

3.1 空間放射線量等の監視

周辺監視区域境界付近及び周辺地域の空間放射線量等の監視は、長期間の空間放射線量の測定及び空間放射線量率の測定により行う。

空間放射線量は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域に設置しているモニタリングポイントの熱蛍光線量計を定期的に回収して線量を読み取ることにより測定する。

空間放射線量率は、周辺監視区域境界付近に設置しているモニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定する。

空間放射線量等の監視用設備の種類、測定頻度等を第3.1.1表に示す。

第3.1.1表空間放射線量等の監視用設備(1, 2, 3号炉共用)

設備の種類	測定対象	測定頻度	検出器の種類	備考
モニタリングポイント	空間放射線量	3箇月ごとに読取り	熱蛍光線量計	
モニタリングポスト	空間放射線量率	常時	シンチレーション検出器	中央制御室で
モニタリングステーション	空間放射線量率	常時	シンチレーション検出器	監視

3.2 環境試料の放射能監視

周辺環境の放射性物質の濃度の長期的傾向を把握するため、次のように環境試料の測定を行う。

環境試料の種類： 空気中放射性粒子、海水、海底土、海洋生物、陸土、陸上生物

頻度：原則として四半期又は半期に1回

測定核種：核分裂生成物及び腐食生成物のうち、主要な核種

測定器：試料放射能測定装置、化学分析装置

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明																				
<p><u>（平常時の環境放射線モニタリング）</u> <u>第113条の2 放射線・化学管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p>	<p>[本文九号] イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 前項で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことを確認するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 (i) 空間放射線量等の監視 空間放射線量及び空間放射線量率について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。 なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる空間放射線量率の測定は、中央制御室で監視する。 (ii) 環境試料の放射能監視 周辺環境試料について、種類、頻度、測定核種を定めて放射能監視を行う。 (iii) 異常時における測定 放射性廃棄物の放出は、排気筒ガスモニタ及び廃棄物処理設備排水モニタ等により常に監視し、その指示に万一異常があれば適切な措置をとるものとする。 万一異常放出があった場合及び必要に応じ、モニタリングポスト及モニタリングステーションにより測定するほか、モニタリングカーにより緊急時対策所と連絡を取りつつ敷地周辺の放射能測定を行い、その範囲、程度等の推定を迅速かつ確実にを行う。</p> <p>[添付書類九] 3. 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視 「2.7 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに、異常がないことを確認するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を次のように行う。 3.1 空間放射線量等の監視 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の空間放射線量等の監視は、長期間の空間放射線量の測定及び空間放射線量率の測定により行う。 空間放射線量は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域に設置しているモニタリングポイントの熱蛍光線量計を定期的に回収して線量を読み取ることにより測定する。 空間放射線量率は、周辺監視区域境界付近に設置しているモニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定する。 空間放射線量等の監視用設備の種類、測定頻度等を第3.1.1表に示す。 第3.1.1表 空間放射線量等の監視用設備(1, 2, 3号炉共用)</p> <table border="1" data-bbox="1418 1367 2525 1518"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>測定対象</th> <th>測定頻度</th> <th>検出器の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポイント</td> <td>空間放射線量</td> <td>3箇月ごとに読取り</td> <td>熱蛍光線量計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>空間放射線量率</td> <td>常時</td> <td>シンチレーション検出器</td> <td>中央制御室で</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>空間放射線量率</td> <td>常時</td> <td>シンチレーション検出器</td> <td>監視</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.2 環境試料の放射能監視 周辺環境の放射性物質の濃度の長期的傾向を把握するため、次のように環境試料の測定を行う。 環境試料の種類： 空気中放射性粒子、海水、海底土、海洋生物、陸土、陸上生物 頻 度：原則として四半期又は半期に1回 測定核種：核分裂生成物及び腐食生成物のうち、主要な核種 測定器：試料放射能測定装置、化学分析装置</p>	設備の種類	測定対象	測定頻度	検出器の種類	備考	モニタリングポイント	空間放射線量	3箇月ごとに読取り	熱蛍光線量計		モニタリングポスト	空間放射線量率	常時	シンチレーション検出器	中央制御室で	モニタリングステーション	空間放射線量率	常時	シンチレーション検出器	監視	<p>・本文九号（イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、モニタリングについての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（3. 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視）に、モニタリングについての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
設備の種類	測定対象	測定頻度	検出器の種類	備考																		
モニタリングポイント	空間放射線量	3箇月ごとに読取り	熱蛍光線量計																			
モニタリングポスト	空間放射線量率	常時	シンチレーション検出器	中央制御室で																		
モニタリングステーション	空間放射線量率	常時	シンチレーション検出器	監視																		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（管理区域外等への搬出および運搬）</p> <p>第115条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第93条、第98条および第99条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第99条第5項を準用する。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前</u>に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>[本文九号]</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3)管理区域内の管理</p> <p>(i)管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であつて、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がイ(3)(i)c.の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>11. 運転保守</p> <p>11.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。</p> <p>発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（第8条）に従つて、次の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であつて、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れるか又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(2)の表面密度限度の1/10を超えないようにする。</p>	<p>・本文九号（イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（11.6 放射線管理）に、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（発電所外への運搬） 第116条 各課長は、核燃料物質等（第93条、第98条および第99条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 <u>2 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u> <u>3 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</u> <u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</u> <u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u> <u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</u> <u>(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること</u> <u>4 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u>第116条</p>	<p>（設置許可記載なし）</p>	<p>・設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載の齟齬はない。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p style="text-align: center;">保安規定条文（変更後）</p> <p style="text-align: center;">第8章 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第119条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>（削除）</p> <p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</u></p> <p>(2) さらに、第119条の4に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、<u>施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、<u>1. の施設管理目標を達成するため 3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</u></p>	<p>【本文五号】</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、「(1)耐震構造」、「(2)耐津波構造」に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(c) 重大事故等対処設備</p> <p>(c-4) 操作性及び試験・検査性</p> <p>(c-4-2) 試験・検査等</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査（「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」に準じた検査を含む。）を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。</p> <p>試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検を実施できる設計とする。</p> <p>【添付書類八】</p> <p>11. 運転保守</p> <p>11.7 保守管理</p> <p>発電用原子炉施設の保守管理は、保守管理計画を定め、発電用原子炉施設を構成する構築物、系統及び機器について保守管理の重要度分類を行い、この重要度に応じて行う。</p> <p>発電用原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な対象構築物、系統及び機器を定め、保全の実施とその結果の確認及び評価等を適切に行う。また、保守管理の定期的な評価の記録を保存する。</p>	<p>・本文五号（ロ. 発電用原子炉施設の一般構造）に、保全プログラムについて記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（11. 運転保守）に、保守管理について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>3. 保全対象範囲の策定</u> 組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）（以下、「省令62号」という。）」に規定される設備（2号炉） (4) <u>原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備（3号炉）</u> (5) 多様性拡張設備^{※1}（3号炉） (6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (7) その他自ら定める設備 <p>※1：多様性拡張設備とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則上のすべての要求事項を満たすこと、およびすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p> <p><u>4. 施設管理の重要度の設定</u> 組織は、<u>3.の保全対象範囲</u>について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<u>施設管理の重要度</u>として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮するとともに、重大事故等対処設備に該当するかどうかも考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。 (4) <u>設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（3号炉）の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u> (5) <u>次項以降の保全活動は施設管理の重要度に応じた管理を行う。</u> 		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4. の施設管理の重要度を踏まえ、プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>(a) 7000 臨界時間あたりの計画外原子炉自動・手動トリップ回数 (b) 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 (c) 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、4. (1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1，クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（3号炉）に対して以下のものを設定する。</p> <p>(a) 予防可能故障（MPFF）回数 (b) 非待機（UA）時間※2</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標 (a) 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 (b) 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績および第4章第3節第19条から第85条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>6.</u> 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>3.</u>の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（<u>6.1</u>参照）</p> <p>b. <u>設計および工事の計画</u>（<u>6.2</u>参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（<u>6.3</u>参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>4.</u>の<u>施設管理の重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>10.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p><u>6.1</u> 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>(a) 時間基準保全</p> <p>(b) 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>(a) 点検の具体的方法</p> <p>(b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>(c) 実施頻度</p> <p>(d) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>b. 状態基準保全</p> <p>(a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>ア 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>ウ 状態監視データ採取頻度</p> <p>エ 実施時期</p> <p>オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>(b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>ア 巡視点検の具体的方法</p> <p>イ 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>ウ 実施頻度</p> <p>エ 実施時期</p> <p>オ 機器の状態が管理基準に達するか、または故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>(c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>ア 定例試験の具体的方法</p> <p>イ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>ウ 実施頻度</p> <p>エ 実施時期</p> <p>オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査等^{※3}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 使用前事業者検査等の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p><u>c. 使用前事業者検査等の実施時期</u></p> <p><u>※3：使用前事業者検査等とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第119条の2による使用前事業者検査および第119条の3による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。また、定期事業者検査とは、第8章および第132条においては、第3条8.2.4に基づく個別の検査業務を指す。</u></p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>6. 2 設計および工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き※4の要否を含む。）を策定する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査等または自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>使用前事業者検査等または自主検査等の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等または自主検査等の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p>c. <u>使用前事業者検査等または自主検査等の実施時期</u></p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）および第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p><u>6. 3 特別な保全計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>7. 保全の実施</u></p> <p>(1) 組織は、<u>6. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</u></p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>以下の設計管理および作業管理を実施する。</u></p> <p><u>a. 設計管理</u></p> <p>(a) <u>原子炉施設の工事を行う場合、原子炉施設（ソフトウェアを含む。）に関する新たな設計または過去に実施した設計結果の変更</u>に該当し、かつ第3条7.3の適用対象となるものかを判断する。</p> <p>(b) (a)において第3条7.3適用の対象と判断した場合、次の要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>ア <u>保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に係る要求事項</u></p> <p>イ <u>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u></p> <p>ウ <u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>エ <u>その他設計開発に必要な要求事項</u></p> <p>(c) (b)における設計には、b.に定める作業管理および第119条の2に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p><u>b. 作業管理</u></p> <p>(a) <u>a.の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u></p> <p>(b) <u>原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u></p> <p>ア <u>他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</u></p> <p>イ <u>供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u></p> <p>ウ <u>供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u></p> <p>エ <u>作業工程の管理</u></p> <p>オ <u>供用開始までの作業対象設備の管理</u></p> <p>カ <u>第6章に基づく放射性廃棄物管理</u></p> <p>キ <u>第7章に基づく放射線管理</u></p> <p>(c) <u>原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。巡視点検には第13条に定める巡視点検を含む。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>保全の結果について記録する。</u></p> <p><u>8. 保全の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>【本文十一号】</p> <p>7. 3 設計開発</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a) 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c) 関係法令</p> <p>d) その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>・本文十一号の QMS と関連する事項の記載と整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>9. 不適合管理，是正処置および未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は，以下の a. および b. の状態に至らないよう施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し，通常と異なる状態を検知した場合は必要な是正処置を講じるとともに，以下の a. および b. に至った場合には，不適合管理を行った上で，是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて，定めたプロセスに基づき，保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は，他の原子力施設の運転経験等の知見を基に，自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果，特定した問題を含む。）の重要性に応じて，適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は，(1)の活動を第3条8.3に示す不適合の管理および第3条8.5.2に示す是正処置等に基づき実施し，(2)の活動を第3条8.5.3に示す未然防止処置に基づき実施する。</p> <p><u>10. 保全の有効性評価</u></p> <p>組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は，あらかじめ定めた時期および内容に基づき，保全の有効性を評価する。</p> <p>なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報，科学的知見</p> <p>(2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統および機器の保全方式を変更する場合には，<u>6.1</u>に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統および機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>11. 施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は，<u>10.</u>の保全の有効性評価の結果および<u>1.</u>の施設管理目標の達成度から，定期的に施設管理の有効性を評価し，施設管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は，施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>12. 構成管理</p> <p><u>組織は、施設管理を通じ以下の要素を整合させる。</u></p> <p>a. <u>設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む7.の設計に対する要求事項をいう。）</u></p> <p>b. <u>施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。）</u></p> <p>c. <u>物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）</u></p> <p>13. 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p><u>第119条の2 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「<u>「实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></u></p> <p><u>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が以下の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b. 「实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査責任者および前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. その他設置または変更の工事とその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p>	<p>【本文十一号】</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等</p> <p>(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文十一号の QMS と関連する事項の記載と整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（定期事業者検査の実施）</p> <p>第119条の3 所長は、<u>原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p>2 所長は、<u>第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u></p> <p>3 <u>前項の検査責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査の実施体制を構築する。</u></p> <p>(2) <u>検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u></p> <p>(3) <u>検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合することを最終判断する。</u></p> <p>4 <u>検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p>(1) <u>第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u></p> <p>(2) <u>検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p>5 <u>検査責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査責任者および前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p>6 <u>定検検査課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>※1：<u>検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p>a. <u>開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</u></p> <p>b. <u>試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p>c. <u>a.およびb.による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u></p>	<p>【本文十一号】</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等</p> <p>(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文十一号のQMSと関連する事項の記載と整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明												
<p style="text-align: center;">第11章 記録および報告</p> <p>（記 録）</p> <p>第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1第39号、第40号、第41号および第42号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各課長は、表132-2および表132-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表132-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>4 <u>各課長は、表132-5に定める保安に関する記録を保存する。ただし、表132-5第4号および第5号は、原子力部長が組織に保存させる。</u></p> <p>表132-1</p> <table border="1" data-bbox="195 800 1386 1610"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>使用前確認</u>の結果</td> <td><u>確認</u>の都度</td> <td>同一事項に関する次の<u>確認</u>の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. <u>施設管理の実施状況</u>およびその担当者の氏名 (1) <u>保全活動管理指標</u>の監視結果およびその担当者の氏名 (2) <u>保全</u>の結果およびその担当者の氏名 (3) <u>保全</u>の結果の<u>確認・評価</u>およびその担当者の氏名 (4) <u>保全</u>の<u>不適合管理</u>、<u>是正処置</u>、<u>未然防止処置</u>およびその担当者の氏名</td> <td><u>施設管理の実施</u>の都度</td> <td><u>施設管理</u>を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. <u>施設管理の方針</u>、<u>施設管理目標</u>および<u>施設管理の実施</u>に関する計画の<u>評価の結果</u>およびその<u>評価の担当者の氏名</u> (1) <u>保全</u>の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) <u>施設管理</u>の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の<u>施設管理の方針</u>、<u>施設管理目標</u>または<u>施設管理の実施</u>に関する計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間	2. <u>施設管理の実施状況</u> およびその担当者の氏名 (1) <u>保全活動管理指標</u> の監視結果およびその担当者の氏名 (2) <u>保全</u> の結果およびその担当者の氏名 (3) <u>保全</u> の結果の <u>確認・評価</u> およびその担当者の氏名 (4) <u>保全</u> の <u>不適合管理</u> 、 <u>是正処置</u> 、 <u>未然防止処置</u> およびその担当者の氏名	<u>施設管理の実施</u> の都度	<u>施設管理</u> を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. <u>施設管理の方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> および <u>施設管理の実施</u> に関する計画の <u>評価の結果</u> およびその <u>評価の担当者の氏名</u> (1) <u>保全</u> の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) <u>施設管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の <u>施設管理の方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理の実施</u> に関する計画の改定までの期間	<p>【添付書類八】</p> <p>11.10 記録及び報告</p> <p>発電用原子炉施設の保安管理上必要な記録を作成し、保存するとともに、報告すべき事項について定め、必要な機関に報告を行う。</p>	<p>・添付書類八（11.10 記録及び報告）に、記録に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間												
1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間												
2. <u>施設管理の実施状況</u> およびその担当者の氏名 (1) <u>保全活動管理指標</u> の監視結果およびその担当者の氏名 (2) <u>保全</u> の結果およびその担当者の氏名 (3) <u>保全</u> の結果の <u>確認・評価</u> およびその担当者の氏名 (4) <u>保全</u> の <u>不適合管理</u> 、 <u>是正処置</u> 、 <u>未然防止処置</u> およびその担当者の氏名	<u>施設管理の実施</u> の都度	<u>施設管理</u> を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間												
3. <u>施設管理の方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> および <u>施設管理の実施</u> に関する計画の <u>評価の結果</u> およびその <u>評価の担当者の氏名</u> (1) <u>保全</u> の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) <u>施設管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の <u>施設管理の方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理の実施</u> に関する計画の改定までの期間												

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
表132-1 つづき				
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間		
4. 熱出力	原子炉に燃料が装荷されて いる場合連続して	10年間		
5. 炉心の中性子束密度		10年間		
6. 炉心の温度		10年間		
7. 冷却材入口温度	モード1および2に おいて1時間ごと	10年間		
8. 冷却材出口温度		10年間		
9. 冷却材圧力		10年間		
10. 冷却材流量		10年間		
11. 制御棒位置		1年間		
12. 再結合装置内の温度（3号炉） （1）静的触媒式水素再結合装置温度 （2）イグナイタ温度	運転中※ ² 1時間ごと	1年間		
13. 発電用原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	モード1および2に おいて毎日1回	1年間		
14. 発電用原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間		
15. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間		
16. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間		
17. 運転開始日時	その都度	1年間		
18. 臨界到達日時	同上	1年間		
19. 運転切替日時	同上	1年間		
20. 緊急しゃ断日時	同上	1年間		
21. 運転停止日時	同上	1年間		
22. 警報装置から発せられた警報の内容※ ³	同上	1年間		
23. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間		
24. <u>運転上の制限に関する確認および運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u>	<u>その都度</u>	<u>1年間</u> <u>ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合は、当該記録について5年間</u>		
25. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間		
26. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間		
27. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後（装荷予定のない場合を除く）	取出後10年間		
28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
表132-1 つづき				
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間		
29. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間		
30. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間		
31. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 ^{※4} の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※5		
32. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	※5		
33. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5		
34. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※5		
35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
表132-1 つづき				
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※1	保存期間		
36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※6		
37. 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※6		
38. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間		
39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※6		
40. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※6		
41. 事故の原因	同上	※6		
42. 事故後の処置	同上	※6		
43. 風向および風速	連続して	10年間		
44. 降雨量	同上	10年間		
45. 大気温度	同上	10年間		
46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間		
47. 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間		
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により，イグナイタを起動している期間</p> <p>※3：「警報装置から発せられた警報」とは，省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報（2号炉）ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報（3号炉）をいう。</p> <p>※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。</p> <p>※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※6：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>				

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
表132-2				
記録（ <u>実用炉規則第14条の3</u> にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間		
1. <u>使用前事業者検査の結果の記録</u> (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給した事業者</u> がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間		
表132-3				
記録（ <u>実用炉規則第57条</u> にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間		
1. <u>定期事業者検査の結果の記録</u> (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給した事業者</u> がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
表132-4 ^{*7}				
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間		
1. 文書化した、品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間		
2. 第3条に定める品質マネジメントシステム計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間		
3. 第3条4.2.1表1に定める品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間		
4. 第3条4.2.1表1に定める実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間		
5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 <u>(1) マネジメントレビューの結果の記録</u> <u>(2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録</u> <u>(3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の(1)、(2)、(4)から(23)で定めるものを除く。）</u> <u>(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> <u>(5) 設計開発に用いる情報に係る記録</u> <u>(6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</u> <u>(7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> <u>(8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> <u>(9) 設計開発の変更に係る記録</u> <u>(10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録</u> <u>(11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> <u>(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</u>	作成の都度	5年		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明												
<p>表132-4^{※7} つづき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="195 264 914 310">記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）</th> <th data-bbox="914 264 1130 310">記録すべき場合</th> <th data-bbox="1130 264 1386 310">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="195 310 914 1173"> <p>(13) <u>機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録</u></p> <p>(14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u></p> <p>(15) <u>当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検定の根拠の記録</u></p> <p>(16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u></p> <p>(17) <u>監視測定のための設備の校正および検定の結果の記録</u></p> <p>(18) <u>内部監査の結果の記録</u></p> <p>(19) <u>使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</u></p> <p>(20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u></p> <p>(21) <u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</u></p> <p>(22) <u>講じた全ての是正処置およびその結果の記録</u></p> <p>(23) <u>講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</u></p> </td> <td data-bbox="914 310 1130 1173"> <p>作成の都度</p> </td> <td data-bbox="1130 310 1386 1173"> <p>5年</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間	<p>(13) <u>機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録</u></p> <p>(14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u></p> <p>(15) <u>当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検定の根拠の記録</u></p> <p>(16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u></p> <p>(17) <u>監視測定のための設備の校正および検定の結果の記録</u></p> <p>(18) <u>内部監査の結果の記録</u></p> <p>(19) <u>使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</u></p> <p>(20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u></p> <p>(21) <u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</u></p> <p>(22) <u>講じた全ての是正処置およびその結果の記録</u></p> <p>(23) <u>講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</u></p>	<p>作成の都度</p>	<p>5年</p>								
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間												
<p>(13) <u>機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録</u></p> <p>(14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u></p> <p>(15) <u>当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検定の根拠の記録</u></p> <p>(16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u></p> <p>(17) <u>監視測定のための設備の校正および検定の結果の記録</u></p> <p>(18) <u>内部監査の結果の記録</u></p> <p>(19) <u>使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</u></p> <p>(20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u></p> <p>(21) <u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</u></p> <p>(22) <u>講じた全ての是正処置およびその結果の記録</u></p> <p>(23) <u>講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</u></p>	<p>作成の都度</p>	<p>5年</p>												
<p>※7：表132-1、表132-2および表132-3に掲げるものを除く。</p>														
<p>表132-5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="195 1287 914 1333">記録項目</th> <th data-bbox="914 1287 1386 1333">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="195 1333 914 1425"> <p>1. <u>使用前検査の結果</u></p> </td> <td data-bbox="914 1333 1386 1425"> <p><u>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認の時までの期間</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="195 1425 914 1535"> <p>2. <u>施設定期検査の結果</u></p> </td> <td data-bbox="914 1425 1386 1535"> <p><u>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="195 1535 914 1665"> <p>3. <u>発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</u></p> </td> <td data-bbox="914 1535 1386 1665"> <p><u>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="195 1665 914 1757"> <p>4. <u>発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</u></p> </td> <td data-bbox="914 1665 1386 1757"> <p>※8</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="195 1757 914 1843"> <p>5. <u>発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</u></p> </td> <td data-bbox="914 1757 1386 1843"> <p>※8</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記録項目	保存期間	<p>1. <u>使用前検査の結果</u></p>	<p><u>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認の時までの期間</u></p>	<p>2. <u>施設定期検査の結果</u></p>	<p><u>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間</u></p>	<p>3. <u>発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</u></p>	<p><u>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</u></p>	<p>4. <u>発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</u></p>	<p>※8</p>	<p>5. <u>発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</u></p>	<p>※8</p>		
記録項目	保存期間													
<p>1. <u>使用前検査の結果</u></p>	<p><u>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認の時までの期間</u></p>													
<p>2. <u>施設定期検査の結果</u></p>	<p><u>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間</u></p>													
<p>3. <u>発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</u></p>	<p><u>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</u></p>													
<p>4. <u>発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</u></p>	<p>※8</p>													
<p>5. <u>発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</u></p>	<p>※8</p>													
<p>※8：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>														

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (1号炉に係る保安措置)				
第1章 総 則				
第201条	目 的	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第202条	基本方針	○ (本文十一号)	-	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、設置許可本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第202条の2	関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	-	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、設置許可本文十一号(5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)に規定しており、保安規定記載は、これに整合している。
第2章 品質保証				
第203条	品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	設置許可本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制				
第1節 組織および職務				
第204条	保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	○	設置許可添付書類五, 添付書類八(16.2 保安管理体制)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任, 権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第205条	保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	○	設置許可添付書類五, 添付書類八(16.2 保安管理体制)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任, 権限及びコミュニケーション, 8.2.4 機器等の検査等)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載, 使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会				
第206条	原子力発電安全委員会	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八(16.2 保安管理体制)に原子力発電安全委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第207条	伊方発電所安全運営委員会	○ (添付書類五, 八)	○※	※用語の置き換え(「サーベランス」⇒「サーベイランス」, 「保守管理」⇒「施設管理」)および関連条文の変更を反映し番号を追加するのみの変更 設置許可添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制)に伊方発電所安全運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 廃止措置主任者				
第208条	廃止措置主任者の選任	-	○※	※用語の置き換え(「工事または保守管理」⇒「施設管理」)のみの変更 設置許可に記載はなく、保安規定記載に齟齬はない。
第209条	廃止措置主任者の職務等	-	-	設置許可に記載はなく、保安規定記載に齟齬はない。
第4章 廃止措置管理				
第1節 通 則				
第211条	構成および定義	-	○※	※用語の置き換え(「維持管理対象設備」⇒「性能維持施設」)の変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第212条	運転員等の確保	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.2 保安管理体制)他に発電所の体制に関する記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。
第212条の2	運転管理業務	○ (添付書類八)	○	設置許可添付書類八(16.3 運転管理)に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備等記載されており,保安規定記載はこれらに整合している。
第213条	巡視	○ (添付書類八)	○	設置許可添付書類八(16.3 運転管理)に機器の状態把握を行う旨記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。
第214条	廃止措置管理に関する内規の作成	○ (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「サーベランス」⇒「サーベイランス」)のみの変更 設置許可添付書類八(16.3 運転管理)に機器の状態把握を行う旨記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。
第215条	引継	-	-	設置許可に記載はなく,設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第216条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	-	-	設置許可に記載はなく,設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第217条	火災発生時の体制の整備	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。
第217条の2	地震・火災等発生時の措置	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。
第217条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 廃止措置管理				
第218条	安全貯蔵措置	-	-	設置許可に記載はなく,設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第218条の2	工事の計画および実施	-	-	設置許可に記載はなく,設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第218条の3	工事完了の報告	-	-	設置許可に記載はなく,設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
(第219条~第282条 条文なし)				
第3節 施設運用上の基準				
第283条	使用済燃料ピットの水温	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。
(第284条~第285条 条文なし)				
第286条	施設運用上の基準の確認	-	-	設置許可に記載はなく,設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第287条	施設運用上の基準を満足しない場合	-	-	設置許可に記載はなく,設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
(第288条 条文なし)				
第289条	施設運用上の基準に関する記録	-	-	設置許可に記載はなく,設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
(第290条~第292条 条文なし)				
第5章 燃料管理				
第293条	新燃料の運搬	○ (本文九号) (添付書類八,九)	○	設置許可本文九号,添付書類八(4.燃料取扱及び貯蔵設備,16.4燃料管理),添付書類九(2.2管理区域等の管理)に記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。
第294条	新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号,添付書類八(4.燃料取扱及び貯蔵設備,16.4燃料管理)に記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
(第295条～第296条 条文なし)				
第297条	使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号, 添付書類八 (4. 燃料取扱及び貯蔵設備, 16.4 燃料管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第298条	使用済燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (4. 燃料取扱及び貯蔵設備, 16.4 燃料管理), 添付書類九 (2.2 管理区域等の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理				
第298条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (16.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 (保安規定では, 第202条 (基本方針) でALARAを記載しているが, 第6章においても追記)
第299条	放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (16.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (4.4 固体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第299条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第299条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第299条の4	輸入廃棄物の確認	○ (本文八号)	○	設置許可本文八号に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第300条	放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (7.3 液体廃棄物処理設備, 16.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (4.3 液体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第301条	放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (7.2 気体廃棄物処理設備), 添付書類九 (4.2 気体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第302条	放出管理用計測器の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (11.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (2.7 放射性廃棄物の放出管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第303条	頻度の定義	-	-	
第7章 放射線管理				
第303条の2	放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文九号, 添付書類八 (16.6 放射線管理), 添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 (保安規定では, 第2条 (基本方針) でALARAを記載しているが, 第7章においても追記)
第1節 区域管理				
第304条	管理区域の設定・解除	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (16.6 放射線管理), 添付書類九 (2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第305条	管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九 (2.3.3 管理区域内の区分) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第306条	管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九 (2.3.3 管理区域内の区分) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第307条	管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (16.6 放射線管理), 添付書類九 (2.3.1 人の出入管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第308条	管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (16.6 放射線管理), 添付書類九 (2.3.1 人の出入管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第309条	保全区域	○ (添付書類八, 九)	-	設置許可添付書類八 (16.6 放射線管理), 添付書類九 (2.5 保全区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第310条	周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (16.6 放射線管理), 添付書類九 (2.6 周辺監視区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 被ばく管理				
第311条	放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文九号, 添付書類八 (16.6 放射線管理), 添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第312条	床・壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九 (2.3.4 作業管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定				
第313条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文九号, 添付書類八 (16.6 放射線管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理, 3.1 空間放射線量等の監視, 3.2 環境試料の放射能監視) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第313条の2	平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	○	設置許可本文九号, 添付書類九 (3.1 空間放射線量等の監視, 3.2 環境試料の放射能監視) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第314条	放射線計測器類の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (8.1 放射線管理施設), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理, 2.4 個人管理, 3.1 空間放射線量等の監視) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第4節 物品移動の管理				
第315条	管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○	設置許可本文九号, 添付書類八 (16.6 放射線管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第316条	発電所外への運搬	-	○	設置許可に記載はないが, 保安規定記載においては, 発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準改正を反映している。
第5節 協力会社の放射線防護				
第317条	協力会社の放射線防護	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第6節 その他				
第318条	頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第8章 保守管理				
第319条	施設管理計画	○ (本文十一号) (添付書類八)	○	設置許可添付書類八 (16. 運転保守) に, 保守管理について記載されており, 保安規定記載はこれらに整合している。 設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第319条の2	使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第319条の3	定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第9章 非常時の措置				
第320条	原子力防災組織	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第321条	原子力防災要員	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第321条の2	緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第322条	原子力防災資機材等の整備	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第323条	通報経路	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第324条	原子力防災訓練	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第325条	通 報	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第326条	非常体制の発令	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第327条	応急措置	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第328条	緊急時における活動	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第328条の2	緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第329条	非常体制の解除	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第10章 保安教育				
第330条	所員への保安教育	○ (添付書類五, 八)	○※	※用語の置き換え(「品質保証」⇒「品質マネジメントシステム」, 「サーベイランス」⇒「サーベイランス」, 「保守管理」⇒「施設管理」, 「保守および点検」⇒「保全」, 「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可添付書類五, 添付書類八(11.9 保安教育)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第331条	協力会社従業員への保安教育	○ (添付書類五)	○※	※用語の置き換え(「保守および点検」⇒「保全」)のみの変更 設置許可添付書類五に保安教育に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第11章 記録および報告				
第332条	記 録	○ (添付書類八)	○	設置許可添付書類八(16.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編
 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第333条	報告	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(16.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付7	管理区域図	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付8	保全区域図	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（保安に関する組織） 第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。 （中略） 図204（続き）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>（発電所）</p> <pre> graph TD A[※→発電所長] --- B[廃止措置主任者] A --- C[伊方発電所安全運営委員会] A --- D[品質保証部長] A --- E[安全管理部長] A --- F[発電部長] A --- G[保修部長] A --- H[土木建築部長] A --- I[廃止措置室長] D --- D1[品質保証課長] D --- D2[保安管理課長] D --- D3[定検検査課長] D --- D4[人材育成課長] D --- D5[工程管理課長] D --- D6[プロセス管理課長] E --- E1[安全技術課長] E --- E2[放射線・化学管理課長] E --- E3[防災課長] E --- E4[訓練計画課長] E --- E5[施設防護課長] F --- F1[発電課長] F --- F2[系統管理課長] G --- G1[保修統括課長] G --- G2[機械計画第一課長] G --- G3[機械計画第二課長] G --- G4[電気計画課長] G --- G5[計装計画課長] G --- G6[設備改良工事課長] H --- H1[土木建築課長] H --- H2[耐震工事課長] I --- I1[廃止措置課長] F1 --- J[発電課当直長] </pre> </div>	<p>【本文十一号】</p> <p>5. 5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1)社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d) 関係法令を遵守すること。</p> <p>5. 5. 3 管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e) 関係法令を遵守すること。 (2)管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 (3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達 (1)社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>【添付書類五】</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織 （中略）原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。 （中略） 運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく伊方発電所原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において本変更に係る業務を実施する。</p>	<p>・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に申請当時のものであるが組織の記載がある。保安規定記載は現時点での組織記載であるが、整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>【添付書類八】</p> <p>16.2 保安管理体制</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、品質保証グループ、人材育成グループ、総務グループ、施設防護グループ、安全技術グループ、発電グループ、保守グループ、機械改良工事グループ及び電気改良工事グループをもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため、伊方発電所安全運営委員会を設ける。</p>	<p>・添付書類八（16.2 保安管理体制）に、申請当時のものであるが組織の記載がある。保安規定記載は現時点での組織記載であるが、整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（保安に関する職務） 第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに<u>健全な安全文化の育成および維持</u>が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに<u>健全な安全文化を育成および維持するための取組み</u>を統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに<u>健全な安全文化を育成および維持するための取組み</u>を統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに<u>健全な安全文化を育成および維持するための取組み</u>を総括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長、<u>工程管理課長およびプロセス管理課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 工程管理課長は、<u>定期事業者検査</u>および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</p> <p>17 <u>プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</u></p> <p>18 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>19 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>21 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>【本文十一号】</p> <p>5. 5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1)社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d) 関係法令を遵守すること。</p> <p>5. 5. 3 管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e) 関係法令を遵守すること。 (2)管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 (3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達 (1)社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等 (中略)</p> <p>(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文十一号(5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>22 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。</p> <p>23 施設防護課長は、施設の入出管理に関する業務を行う。</p> <p>24 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>25 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>26 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>27 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>28 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>29 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>30 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>31 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>32 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>34 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>36 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>37 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>38 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関する業務を総括する。</p> <p>39 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。</p> <p>40 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事^{※1}に関する業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>41 各課長は、<u>検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</u></p> <p>42 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下、本編において同じ。）</p>	<p>(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>【添付書類五】</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織 （中略）原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。 （中略） 運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく伊方発電所原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において本変更に係る業務を実施する。</p> <p>【添付書類八】</p> <p>16.2 保安管理体制 発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、品質保証グループ、人材育成グループ、総務グループ、施設防護グループ、安全技術グループ、発電グループ、保修グループ、機械改良工事グループ及び電気改良工事グループをもって構成する。 さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため、伊方発電所安全運営委員会を設ける。</p>	<p>・添付書類五（1.組織）において、「保安規定等で定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで伊方発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に行っている。」と記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（16.2 保安管理体制）に、申請当時のものであるが組織の記載がある。保安規定記載は現時点での組織記載であるが、整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>（運転管理業務）</u> <u>第212条の2 各課長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</u> <u>(a) 中央制御室における監視および第213条の巡視によって運転監視を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。</u> <u>(b) 警報発信時の対応を実施する。</u> <u>(c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。</u> <u>(2) 当直長または系統管理課長は、原子炉施設の運転操作（系統管理を含む）を実施する。</u> <u>(3) 当直長または系統管理課長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、当直長または系統管理課長から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。</u></p>	<p>[添付資料八] 16. 運転保守 16.3 運転管理 原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う。 また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行い、シミュレータを活用した教育訓練により徹底を図る。異常時の運転手順書については、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的なものとする。さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。 運転手順書については、国内外の事故、故障等を反映して、充実を図る。</p>	<p>・添付資料八（16.3 運転管理）において、機器状態の確認、通常時・異常時の対応の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（巡 視）</p> <p>第213条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（第306条第1項で定める区域を除く。）を巡視する。<u>実</u> <u>施においては、第319条7.(2)b.(c)に定める観点を含めて行う。(以下、本条において同じ。)</u></p> <p>2 当直長は、第306条第1項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く。）は、一定期間^{※1}毎 に巡視する。</p> <p>※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長する ことができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、 定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p>	<p>[添付資料八]</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.3 運転管理</p> <p>原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時 の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把 握した上で行う。</p> <p>また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行い、 シミュレータを活用した教育訓練により徹底を図る。異常時の運転手順書については、安全 上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的なものとする。さらに、関連す る運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なもの とする。</p> <p>運転手順書については、国内外の事故、故障等を反映して、充実を図る。</p>	<p>・添付資料八（16.3 運転管理） において、機器状態の確認、 通常時・異常時の対応の記載 があり、保安規定記載はこれ に整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p>（新燃料の運搬）</p> <p>第293条 安全技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認し</u>、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>3 安全技術課長は、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 取り扱う数量を燃料集合体1体毎かつその1体分の燃料棒に限定すること</p> <p>(2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納、もしくは新燃料貯蔵庫に貯蔵した後に新燃料輸送容器に収納すること</p> <p>4 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器（以下、本条において「<u>輸送物</u>」という。）を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する</u>。</p> <p>(1) <u>輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</u></p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p>(4) <u>車両を徐行させること</u></p> <p>(5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>(6) <u>輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</u></p> <p>5 放射線・化学管理課長は、第4項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する</u>。ただし、第305条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第305条第1項（1）に定める区域に輸送物を移動する場合は、<u>移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する</u>。</p> <p>7 <u>安全技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) <u>外観検査</u></p> <p>(2) <u>線量当量率検査</u></p> <p>(3) <u>未臨界検査</u></p> <p>(4) <u>吊上検査</u></p> <p>(5) <u>重量検査</u></p> <p>(6) <u>収納物検査</u></p> <p>(7) <u>表面密度検査</u></p> <p>8 安全技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>[本文九号]</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がイ(3)(i)c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>4. 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>4.1 概要</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料の取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。</p> <p>燃料取替えは最高13か月の運転期間ごとに行い、この時に取り出す燃料集合体は約40体を予定している。</p> <p>燃料取扱設備の概略を第4.1-1図及び第4.1-2図に示す。</p> <p>発電所に搬入した新燃料は、受取検査後、原子炉補助建家内の新燃料貯蔵庫に貯蔵した後、使用済燃料ピットに移送し、再装荷燃料とともに、炉心へ装荷する。</p> <p>(略)</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2. 放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（第8条）に従って、次の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれがある区域から人が退去し又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れるか又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(2)の表面密度限度の1/10を超えないようにする。</p>	<p>・本文九号に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置について記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（4 燃料取扱及び貯蔵設備、16.4 燃料管理）において、新燃料の取扱いについて記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（使用済燃料の運搬）</p> <p>第298条 安全技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認し</u>、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下、<u>本条において「輸送物」という。</u>）を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) <u>輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</u></p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) <u>輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</u></p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u>ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、<u>移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p>6. <u>安全技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</u></p> <p>7 <u>所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</u></p> <p>8 <u>所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u></p> <p>9 <u>前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) <u>外観検査</u></p> <p>(2) <u>気密漏えい検査</u></p> <p>(3) <u>圧力測定検査</u></p> <p>(4) <u>線量当量率検査</u></p> <p>(5) <u>未臨界検査</u></p> <p>(6) <u>温度測定検査</u></p> <p>(7) <u>吊上検査</u></p> <p>(8) <u>重量検査</u></p> <p>(9) <u>収納物検査</u></p> <p>(10) <u>表面密度検査</u></p> <p>10 安全技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>[本文五号]</p> <p>ニ. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替装置、燃料移送装置（一部3号炉燃料取扱棟内1号、2号及び3号炉共用）及び除染装置（一部3号炉燃料取扱棟内1号、2号及び3号炉共用）で構成する。</p> <p>新燃料は、原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により原子炉補助建家内へ移送し、同建家内の使用済燃料貯蔵設備のほう酸水中に貯蔵するとともに、必要に応じて、2年以上冷却した後、3号炉燃料取扱棟内へ運搬し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の運搬又は搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>[本文九号]</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がイ(3)(i)c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>4. 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>4.1 概要</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料の取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。</p> <p>燃料取替は最高13か月の運転期間ごとに行い、この時に取り出す燃料集合体は約40体を予定している。</p> <p>燃料取扱設備の概略を第4.1-1図及び4.1-2図に示す。</p> <p>発電所に搬入した新燃料は、受取検査後、原子炉補助建家内の新燃料貯蔵庫に貯蔵した後、使用済燃料ピットに移送し、再装荷燃料とともに、炉心へ装荷する。その手順は、以下に示す燃料の取出しとほぼ逆の手順によって行う。</p> <p>原子炉停止後、原子炉容器より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替用チャンネル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移す。</p> <p>これらの使用済燃料の移送は、すべて水中で行い、水は遮へい及び冷却の役割を果たす。</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要があれば使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。</p>	<p>・本文五号（二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備）において、使用済燃料の運搬について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・本文九号に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置について記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（4. 燃料取扱及び貯蔵設備、16.4 燃料管理）において、使用済燃料の運搬について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>また、使用済燃料は、必要に応じて、使用済燃料ピットで2年以上冷却し、使用済燃料の再処理工場への輸送に使用する使用済燃料輸送容器に入れて3号炉燃料取扱棟内へ運搬し、同棟内の使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常1年以上冷却し、冷却を終えた使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常1年以上冷却し、冷却を終えた使用済燃料は、使用済燃料ピットクレーン等を使用して水中で使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p>燃料取扱設備は、3号炉燃料取扱棟内の燃料取扱設備のうち除染場ピット、燃料取扱棟内チャンネル、使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンを共用する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>16. 運転保守 16.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p> <p>[添付書類九] 2. 放射線管理 2.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（第8条）に従って、次の措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(2) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれがある区域から人が退去し又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れるか又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(2)の表面密度限度の1/10を超えないようにする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>・添付書類九に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</u> <u>第298条の2 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文五号] ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 放射性廃棄物は気体、液体および固体に分けて処理する。廃棄施設は放射性廃棄物を十分に処理および貯蔵する能力のあるものとする。 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）は、主として1次冷却設備から発生する放射性廃ガスを処理するためのガス圧縮装置(1号及び2号炉共用)、ガス減衰タンク(1号及び2号炉共用)等で構成する。排気は放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から放出する。 (略) (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）は、廃棄物の性状に応じて処理するため、主要なものとしてほう酸回収系（一部1号及び2号炉共用）、廃液処理系（一部1号及び2号炉共用）及び洗浄排水処理系(1号、2号及び3号炉共用)で構成する。 a. ほう酸回収系は、冷却材貯蔵タンク、ほう酸回収装置(1号及び2号炉共用)、脱塩塔(1号及び2号炉共用)、モニタタンク(1号及び2号炉共用)等で構成する。 本システムで処理後、回収したほう酸は原則として再使用する。 処理後の蒸留水は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水の放水口から放出するか、又は再使用する。 b. 廃液処理系は、廃液貯蔵タンク（一部1号及び2号炉共用）、廃液蒸発装置(1号及び2号炉共用)、脱塩塔(1号及び2号炉共用)、廃液蒸留水タンク(1号及び2号炉共用)等で構成する。 本システムで処理後の蒸留水は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水の放水口から放出する。 c. 洗浄排水処理系は、洗浄排水タンク(1号、2号及び3号炉共用)、洗浄排水蒸発装置(1号、2号及び3号炉共用)、洗浄排水処理装置(1号、2号及び3号炉共用)、洗浄排水蒸留水タンク(1号、2号及び3号炉共用)、洗浄排水モニタタンク(1号、2号及び3号炉共用)等で構成する。 本システムで処理後の蒸留水等は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水の放水口から放出する。 (以下、略)</p> <p>[本文九号] イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから発電所周辺の一般公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。 さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 具体的方法については、以下のとおりとする。 (i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p>	<p>・本文五号（ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備）に、放射性物質の濃度の低減について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・本文九号（イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、線量を合理的に達成できる限り低くすることと記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>(ii)放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して立ち入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii)放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>(iv)管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、人の立ち入りを制限する。</p> <p>(v)気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理目標値を定め、これを超えないように努める。</p> <p>なお、発電用原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線（以下「直接線」という。）及びスカイシャインガンマ線（以下「スカイシャイン線」という。）による敷地境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下、略）</p> <p>[添付書類八]</p> <p>16.5 放射性廃棄物管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう適切な放出管理を行う。</p> <p>放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において適切に管理する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、発電所周辺の一般公衆、発電所放射線業務従事者等が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する放射線被ばくについては、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>また、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づき、保安規定にこれを定める。</p>	<p>・添付書類八（16.5 放射性廃棄物）に、濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減すると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に、被ばくを合理的に達成できる限り低くすることとする記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第299条</p> <p>(中略)</p> <p>5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させること</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p><u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>9 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>10 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</u></p> <p><u>11 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度限度についての確認を省略できる。</u></p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>[本文五号]</p> <p>ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 放射性廃棄物は気体、液体および固体に分けて処理する。廃棄施設は放射性廃棄物を十分に処理および貯蔵する能力のあるものとする。</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1)構造 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理するため、濃縮廃液等のドラム詰装置(1号、2号及び3号炉共用)、圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮するためのベイラ(1号、2号及び3号炉共用)、焼却可能な雑固体廃棄物を焼却するための雑固体焼却設備(1号、2号及び3号炉共用)、使用済樹脂貯蔵タンク(1号及び2号炉共用、並びに3号炉原子炉補助建屋内1号、2号及び3号炉共用)、固体廃棄物貯蔵庫(1号、2号及び3号炉共用)、蒸気発生器保管庫(1号、2号及び3号炉共用)等で構成する。 濃縮廃液等は固化材（アスファルト又はセメント）とともにドラム詰めを行い貯蔵保管する。 雑固体廃棄物のうち、可燃物は必要に応じて圧縮減容後ドラム詰め等を行うか、焼却処理後ドラム詰めを行うか、又は焼却処理後固化材（セメント）とともにドラム詰めを行い貯蔵保管する。 また、不燃物は必要に応じて圧縮減容後ドラム詰め等を行うか、又は必要に応じて圧縮減容後固型化材（モルタル）を充てんしてドラム詰めを行い貯蔵保管する。 脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵するものとするが、放射能を減衰させた後、固化材（セメント）とともにドラム詰めも可能なようにする。 また、使用済制御棒等の放射化された機器は使用済燃料ピットに貯蔵する。 固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。 発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮へい設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等及び炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、所要の遮へい設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。 なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>[本文九号]</p> <p>ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (4)固体廃棄物の保管管理 固体廃棄物の主なものは、廃液蒸発装置及び洗浄排水処理装置の濃縮廃液、強酸ドレン、雑固体廃棄物（使用済フィルタ、布、紙、小器等）、脱塩塔使用済樹脂等である。 上記のほか、使用済制御棒等の放射化された機器が発生することがある。これらは、使用済燃料ピットに貯蔵し、放射能の減衰を図ることとする。 ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器4基等、1号炉、2号炉及び3号炉の取り外した原子炉容器上部ふた3基等並びに1号炉及び2号炉の取り外した炉内構造物2基等は、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。 脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵して放射能の減衰を図るが、ドラム缶等に封入した場合は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 固体廃棄物貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p>	<p>・本文五号（ロ 発電用原子炉施設の一般構造）に、放射性廃棄物の管理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・本文九号（ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項）に、固体廃棄物の保管管理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類八] 16.5 放射性廃棄物管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう適切な放出管理を行う。 放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において適切に管理する。</p> <p>[添付書類九] 4.4 固体廃棄物処理 4.4.2 保管管理 ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器4基等、1号炉、2号炉及び3号炉の取り外した原子炉容器上部ふた3基等並びに1号炉及び2号炉の取り外した炉内構造物2基等は、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。 脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵して放射能の減衰を図る。 なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。 固体廃棄物貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p>	<p>・添付書類八（16.5 放射性廃棄物）に、放射性廃棄物管理が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（4.4 固体廃棄物処理）に、固体廃棄物の保管管理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>（輸入廃棄物の確認）</u> <u>第299条の4 所長は、輸入廃棄物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</u> <u>2 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u> <u>3 前項の検査責任者は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認する。</u></p>	<p>[本文八号] 八 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。 再処理等拠出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。 また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。 海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。 また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。 ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年5月30日付けで許可を受けた記載を適用する。</p>	<p>・本文八号に、海外での再処理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p><u>第303条の2 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文九号]</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1)放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから発電所周辺の一般公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i)本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii)放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して立ち入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii)放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>(iv)管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、人の立ち入りを制限する。</p> <p>(v)気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理目標値を定め、これを超えないように努める。</p> <p>なお、発電用原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線（以下「直接線」という。）及びスカイシャインガンマ線（以下「スカイシャイン線」という。）による敷地境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下、略）</p> <p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。</p> <p>発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、発電所周辺の一般公衆、発電所放射線業務従事者等が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する放射線被ばくについては、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>また、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づき、保安規定にこれを定める。</p>	<p>・本文九号（イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、線量を合理的に達成できる限り低くすることとすると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（16.6 放射線管理）に、従業員等の線量を合理的に達成できる限り低減する方針を記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（1. 放射線防護に関する基本方針）に、被ばくを合理的に達成できる限り低くすることとする記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明						
<p>（放射線業務従事者の線量管理等） 第311条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで所員の放射線業務従事者の線量低減に努める。 2 放射線・化学管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表311に定める項目および頻度にもとづき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表311</p> <table border="1" data-bbox="201 478 1389 594"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{※1}</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}	<p>[本文九号] イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (1)放射線防護に関する基本方針・具体的方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから発電所周辺の一般公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。 さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 具体的方法については、以下のとおりとする。 (i)本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。 (ii)放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して立ち入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。 (iii)放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。 (iv)管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、人の立ち入りを制限する。 (v)気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理目標値を定め、これを超えないように努める。 なお、発電用原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線（以下「直接線」という。）及びスカイシャインガンマ線（以下「スカイシャイン線」という。）による敷地境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p>[添付書類八] 16. 運転保守 16.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。 発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>[添付書類九] 1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、発電所周辺の一般公衆、発電所放射線業務従事者等が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分に防護されるように放射線防護対策を講じる。 さらに、発電所周辺の一般公衆に対する放射線被ばくについては、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 また、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づき、保安規定にこれを定める。</p>	<p>・本文九号（イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、線量を合理的に達成できる限り低くすることと記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（16.6 放射線管理）に、従業員等の線量を合理的に達成できる限り低減する方針を記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（1. 放射線防護に関する基本方針）に、被ばくを合理的に達成できる限り低くすることと記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
項目	頻度							
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}							
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}							

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明																											
<p>（外部放射線に係る線量当量率等の測定）</p> <p>第313条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表313-1および表313-2（第305条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、表313-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図313に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>表313-1</p> <table border="1" data-bbox="195 621 1386 959"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">管理区域内^{※1}</td> <td>外部放射線に係る線量当量率^{※2}</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率^{※3}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度^{※4}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度^{※4}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率^{※5}</td> <td>常 時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設） ※3：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設） ※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※5：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目</p> <p>表313-2</p> <table border="1" data-bbox="195 1278 1386 1465"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	管理区域内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日1回	外部放射線に係る線量当量率 ^{※3}	1週間に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 ^{※4}	1週間に1回	表面汚染密度 ^{※4}	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 ^{※5}	常 時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間	<p>[本文九号]</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3)管理区域内の管理</p> <p>(ii)管理区域内は、場所により外部放射線に係る線量当量率、放射線業務従事者等の立入頻度等に差異があるため、これらのことを考慮して以下に述べるように適切な管理を行う。</p> <p>d. 放射線業務従事者等の線量の管理が、容易かつ確実に行えるようにするため、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、放射線サーベイ設備等により、管理区域の放射線レベル等の状況を把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(7)周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視</p> <p>前項で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことを確認するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>(i)空間放射線量等の監視</p> <p>空間放射線量及び空間放射線量率について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。</p> <p>なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる空間放射線量率の測定は、中央制御室で監視する。</p> <p>(ii)環境試料の放射能監視</p> <p>周辺環境試料について、種類、頻度、測定核種を定めて放射能監視を行う。</p> <p>(略)</p> <p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。</p> <p>発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>(略)</p> <p>管理区域内の管理は、遮へい、換気空調設備等の防護施設の設置及び維持並びに外部放射線に係る線量当量等の監視により行う。</p> <p>次に、その具体的な方法について述べる。</p> <p>2.2.3 線量当量等の測定</p> <p>放射線業務従事者の線量の管理が、容易かつ確実に行えるようにするため、放射線測定器等により、管理区域の放射線レベル等の状況を把握する。</p> <p>2.2.3.1 外部放射線に係る線量当量率の測定</p> <p>管理区域内空間の外部放射線に係る線量当量率を把握するため、管理区域内の主要部分における外部放射線に係る線量当量率を測定する。</p> <p>外部放射線に係る線量当量率測定用のエリアモニタの主な設置場所については「添付書類八11.2放射線管理設備」に示す。</p> <p>エリアモニタは、放射線レベルがあらかじめ設定された値以上になると、現場及び中央制御室において警報を発する。</p>	<p>・本文九号（イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に放射線レベル等の状況把握について記載されおり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（16.6 放射線管理）に、放射線の測定について記載されおり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（2.2 管理区域内の管理、3.1 空間放射線量等の監視、3.2 環境試料の放射能監視）に、線量当量等の測定についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
場 所	測定項目	測定頻度																											
管理区域内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日1回																											
	外部放射線に係る線量当量率 ^{※3}	1週間に1回																											
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																											
	空気中の放射性物質濃度 ^{※4}	1週間に1回																											
	表面汚染密度 ^{※4}	1週間に1回																											
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																											
	空気吸収線量率 ^{※5}	常 時																											
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																											
場 所	測定項目	測定頻度																											
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間																											

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明																				
<p><u>（平常時の環境放射線モニタリング）</u> <u>第313条の2 放射線・化学管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p>	<p>[本文九号] イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 前項で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことを確認するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 (i) 空間放射線量等の監視 空間放射線量及び空間放射線量率について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。 なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる空間放射線量率の測定は、中央制御室で監視する。 (ii) 環境試料の放射能監視 周辺環境試料について、種類、頻度、測定核種を定めて放射能監視を行う。 (iii) 異常時における測定 放射性廃棄物の放出は、排気筒ガスモニタ及び廃棄物処理設備排水モニタ等により常に監視し、その指示に万一異常があれば適切な措置をとるものとする。 万一異常放出があった場合及び必要に応じ、モニタリングポスト及モニタリングステーションにより測定するほか、モニタリングカーにより緊急時対策所と連絡を取りつつ敷地周辺の放射能測定を行い、その範囲、程度等の推定を迅速かつ確実にを行う。</p> <p>[添付書類九] 3. 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視 「2.7 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに、異常がないことを確認するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を次のように行う。 3.1 空間放射線量等の監視 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の空間放射線量等の監視は、長期間の空間放射線量の測定及び空間放射線量率の測定により行う。 空間放射線量は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域に設置しているモニタリングポイントの熱蛍光線量計を定期的に回収して線量を読み取ることにより測定する。 空間放射線量率は、周辺監視区域境界付近に設置しているモニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定する。 空間放射線量等の監視用設備の種類、測定頻度等を第3.1.1表に示す。 第3.1.1表 空間放射線量等の監視用設備(1, 2, 3号炉共用)</p> <table border="1" data-bbox="1418 1367 2522 1518"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>測定対象</th> <th>測定頻度</th> <th>検出器の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポイント</td> <td>空間放射線量</td> <td>3箇月ごとに読取り</td> <td>熱蛍光線量計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>空間放射線量率</td> <td>常時</td> <td>シンチレーション検出器</td> <td>中央制御室で</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>空間放射線量率</td> <td>常時</td> <td>シンチレーション検出器</td> <td>監視</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.2 環境試料の放射能監視 周辺環境の放射性物質の濃度の長期的傾向を把握するため、次のように環境試料の測定を行う。 環境試料の種類： 空气中放射性粒子、海水、海底土、海洋生物、陸土、陸上生物 頻 度：原則として四半期又は半期に1回 測定核種：核分裂生成物及び腐食生成物のうち、主要な核種 測定器：試料放射能測定装置、化学分析装置</p>	設備の種類	測定対象	測定頻度	検出器の種類	備考	モニタリングポイント	空間放射線量	3箇月ごとに読取り	熱蛍光線量計		モニタリングポスト	空間放射線量率	常時	シンチレーション検出器	中央制御室で	モニタリングステーション	空間放射線量率	常時	シンチレーション検出器	監視	<p>・本文九号（イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、モニタリングについての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（3. 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視）に、モニタリングについての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
設備の種類	測定対象	測定頻度	検出器の種類	備考																		
モニタリングポイント	空間放射線量	3箇月ごとに読取り	熱蛍光線量計																			
モニタリングポスト	空間放射線量率	常時	シンチレーション検出器	中央制御室で																		
モニタリングステーション	空間放射線量率	常時	シンチレーション検出器	監視																		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（管理区域外等への搬出および運搬）</p> <p>第315条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第293条、第298条および第299条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第299条第5項を準用する。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前</u>に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>[本文九号]</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3)管理区域内の管理</p> <p>(i)管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であつて、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がイ(3)(i)c.の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。</p> <p>発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（第8条）に従って、次の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であつて、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れるか又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(2)の表面密度限度の1/10を超えないようにする。</p>	<p>・本文九号（イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八（16.6 放射線管理）に、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等について記載されおり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（発電所外への運搬） 第316条 各課長は、核燃料物質等（第93条、第98条および第99条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 <u>2 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u> <u>3 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</u> <u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</u> <u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u> <u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</u> <u>(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること</u> <u>4 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u>第116条</p>	<p>（設置許可記載なし）</p>	<p>・設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載の齟齬はない。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p style="text-align: center;">保安規定条文（変更後）</p> <p style="text-align: center;">第8章 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第319条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>（削除）</p> <p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、<u>1. の施設管理目標を達成するため 3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</u></p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、<u>原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</u></p> <p>(1) <u>廃止措置計画で定める性能維持施設（以下、本章において「性能維持施設」という。）</u></p> <p>(2) その他自ら定める設備</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.1 運転保守の基本方針</p> <p>原子炉施設の運転保守の基本方針は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づいて定める伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）によるものとする。</p> <p>16.7 保守管理</p> <p>原子炉施設の保守管理は、保守管理計画を定め、原子炉施設を構成する構築物、系統及び機器について保守管理の重要度分類を行い、この重要度に応じて行う。</p> <p>原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な対象構築物、系統及び機器を定め、保全の実施とその結果の確認及び評価等を適切に行う。また、保守管理の定期的な評価の記録を保存する。</p>	<p>・添付書類八（11.保守管理）に、保守について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>4. <u>施設管理の重要度の設定</u></p> <p>組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<u>施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</u></p> <p>(1) 系統の保全重要度は、<u>性能維持施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。</u></p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) <u>設計および工事に用いる重要度は、性能維持施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。</u></p> <p>(5) <u>次項以降の保全活動は施設管理の重要度に応じた管理を行う。</u></p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>5.</u> 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために <u>4.</u> の施設管理の重要度を踏まえ、系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、<u>4.</u> (1) の施設管理の重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。</p> <p>(a) 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>10.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>(a) 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績を考慮するとともに、重要度分類指針の重要度を参考に設定する。</p> <p>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p><u>6.</u> 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>3.</u> の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（<u>6.1</u> 参照）</p> <p>b. 設計および工事の計画（<u>6.2</u> 参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（<u>6.3</u> 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>4.</u> の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>10.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において、<u>性能維持施設</u>の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p><u>6.1</u> 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位毎に、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>(a) 時間基準保全</p> <p>(b) 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>(a) 点検の具体的方法 (b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 (c) 実施頻度 (d) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>(a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>ア 状態監視データの具体的採取方法 イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 ウ 状態監視データ採取頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>(b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>ア 巡視点検の具体的方法 イ 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ウ 実施頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達するか、または故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>(c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>ア 定例試験の具体的方法 イ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ウ 実施頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査等※1により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 使用前事業者検査等の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p><u>c. 使用前事業者検査等の実施時期</u></p> <p><u>※1：使用前事業者検査等とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第319条の2による使用前事業者検査および第319条の3による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。また、定期事業者検査とは、第8章および第332条においては、第203条8.2.4に基づく個別の検査業務を指す。</u></p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>6. 2 設計および工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き※2の要否を含む。）</u>を策定する。</p> <p>(2) 組織は、<u>性能維持施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画</u>を策定する。</p> <p>(3) 組織は、<u>工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査等または自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>使用前事業者検査等または自主検査等の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等または自主検査等の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p>c. <u>使用前事業者検査等または自主検査等の実施時期</u></p> <p>※2：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）、第43条の3の11第3項（<u>使用前事業者検査の確認申請</u>）および第43条の3の34（<u>発電用原子炉の廃止に伴う措置</u>）ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p><u>6. 3 特別な保全計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、あらかじめ当該<u>性能維持施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画</u>を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、<u>6.</u> で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>以下の設計管理および作業管理</u>を実施する。</p> <p><u>a. 設計管理</u></p> <p>(a) <u>性能維持施設の工事を行う場合、性能維持施設（ソフトウェアを含む。）に関する新たな設計または過去に実施した設計結果の変更</u>に該当し、かつ第 203 条 7.3 の適用対象となるものかを判断する。</p> <p>(b) (a) において第 203 条 7.3 適用の対象と判断した場合、次の要求事項を満たす設計を第 203 条 7.3 に従って実施する。</p> <p>ア <u>保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に係る要求事項</u></p> <p>イ <u>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u></p> <p>ウ <u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>エ <u>その他設計開発に必要な要求事項</u></p> <p>(c) (b) における設計には、<u>b. に定める作業管理および第 319 条の 2 に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p> <p><u>b. 作業管理</u></p> <p>(a) a. の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>(b) <u>性能維持施設の点検および工事を行う場合、性能維持施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u></p> <p>ア <u>他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</u></p> <p>イ <u>供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u></p> <p>ウ <u>供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u></p> <p>エ <u>作業工程の管理</u></p> <p>オ <u>供用開始までの作業対象設備の管理</u></p> <p>カ <u>第 6 章に基づく放射性廃棄物管理</u></p> <p>キ <u>第 7 章に基づく放射線管理</u></p> <p>(c) <u>性能維持施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を定期的に行う。巡視には第 213 条に定める巡視を含む。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>保全の結果</u>について記録する。</p> <p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>保全の結果</u>から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※³までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>性能維持施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、使用前事業者検査等</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全が実施されていること</u>を、所定の時期※³までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※3：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>[本文十一号]</p> <p>7. 3 設計開発</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a) 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c) 関係法令</p> <p>d) その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>・本文十一号の QMS と関連する事項の記載と整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p><u>9. 不適合管理，是正処置および未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は，以下の a. および b. の状態に至らないよう施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し，通常と異なる状態を検知した場合は必要な是正処置を講じるとともに，以下の a. および b. に至った場合には，不適合管理を行った上で，是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって，定めたプロセスに基づき，保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は，他の原子力施設の運転経験等の知見を基に，自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果，特定した問題を含む。）の重要性に応じて，適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は，(1)の活動を第203条8.3に示す不適合の管理および第203条8.5.2に示す是正処置等に基づき実施し，(2)の活動を第203条8.5.3に示す未然防止処置に基づき実施する。</p> <p><u>10. 保全の有効性評価</u></p> <p>組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は，あらかじめ定めた時期および内容に基づき，保全の有効性を評価する。</p> <p>なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>e. リスク情報，科学的知見</p> <p>(2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統および機器の保全方式を変更する場合には，6.1に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統および機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>11. 施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は，10.の保全の有効性評価の結果および1.の施設管理目標の達成度から，定期的に施設管理の有効性を評価し，施設管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は，施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>12. 構成管理</p> <p><u>組織は、施設管理を通じ以下の要素を整合させる。</u></p> <p>a. <u>設計要件（第203条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む7.の設計に対する要求事項をいう。）</u></p> <p>b. <u>施設構成情報（第203条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）</u></p> <p>c. <u>物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）</u></p> <p>13. 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p><u>第319条の2 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></u></p> <p><u>2 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が以下の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査責任者および前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. その他設置または変更の工事とその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p>	<p>[本文十一号]</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等</p> <p>(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文十一号の QMS と関連する事項の記載と整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p>（定期事業者検査の実施）</p> <p>第319条の3 所長は、<u>性能維持施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p>2 所長は、<u>第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u></p> <p>3 <u>前項の検査責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査の実施体制を構築する。</u></p> <p>(2) <u>検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u></p> <p>(3) <u>検査対象の性能維持施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の性能維持施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合することを最終判断する。</u></p> <p>4 <u>検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p>(1) <u>第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u></p> <p>(2) <u>検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p>5 <u>検査責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査責任者および前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p>6 <u>定検検査課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>※1：<u>検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p>a. <u>開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</u></p> <p>b. <u>試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p>c. <u>a.およびb.による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u></p> <p>（溶接事業者検査の実施）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p>[本文十一号]</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等</p> <p>(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文十一号のQMSと関連する事項の記載と整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
<p style="text-align: center;">第11章 記録および報告</p> <p>（記 録）</p> <p>第332条 各課長は、表332-1に定める保安に関する記録のうち第1号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表332-1第17号、第18号、第19号および第20号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各課長は、表332-2および表332-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表332-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>4 各課長は、表332-5に定める保安に関する記録を保存する。ただし、表332-5第12号および第14号は、原子力部長が組織に保存させる。</p>	<p>【添付書類八】</p> <p>16.10 記録及び報告</p> <p>原子炉施設の保安管理上必要な記録を作成し、保存するとともに、報告すべき事項について定め、必要な機関に報告を行う。</p>	<p>・添付書類八（16.10 記録及び報告）に、記録に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
表332-1				
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間		
1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間		
2. <u>施設管理の実施状況</u> およびその担当者の氏名 (1) <u>保全活動管理指標</u> の監視結果およびその担当者の氏名 (2) <u>保全</u> の結果およびその担当者の氏名 (3) <u>保全</u> の結果の <u>確認・評価</u> およびその担当者の氏名 (4) <u>保全</u> の不適合管理, <u>是正処置</u> , <u>未然防止処置</u> およびその担当者の氏名	<u>施設管理の実施</u> の都度	<u>施設管理</u> を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間		
3. <u>施設管理の方針</u> , <u>施設管理目標</u> および <u>施設管理の実施</u> に関する計画の <u>評価</u> の結果およびその <u>評価</u> の担当者の氏名 (1) <u>保全</u> の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) <u>施設管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	<u>評価</u> の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の <u>施設管理の方針</u> , <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理の実施</u> に関する計画の改定までの期間		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
表332-1 つづき				
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※1	保存期間		
4. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間		
5. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間		
6. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回	10年間		
7. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	10年間		
8. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間		
9. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※2の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3		
10. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	※3		
11. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3		
12. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※3		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
表332-1 つづき				
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間		
13. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間		
14. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※4		
15. 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※4		
16. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間		
17. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※4		
18. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※4		
19. 事故の原因	同上	※4		
20. 事故後の処置	同上	※4		
21. 風向および風速	連続して	10年間		
22. 降雨量	同上	10年間		
23. 大気温度	同上	10年間		
24. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間		
25. 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間		
26. 廃止措置に係る工事の方法，時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※4		
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。</p> <p>※3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※4：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>				

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
表332-2				
記録（ <u>実用炉規則第14条の3</u> にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間		
1. <u>使用前事業者検査の結果の記録</u> (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給した事業者がある場合には</u> 、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間		
表332-3				
記録（ <u>実用炉規則第57条</u> にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間		
1. <u>定期事業者検査の結果の記録</u> (1) <u>検査年月日</u> (2) <u>検査の対象</u> (3) <u>検査の方法</u> (4) <u>検査の結果</u> (5) <u>検査を行った者の氏名</u> (6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> (7) <u>検査の実施に係る組織</u> (8) <u>検査の実施に係る工程管理</u> (9) <u>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u>	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明
表332-4 ^{*5}				
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間		
1. 文書化した、品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間		
2. 第203条に定める品質マネジメントシステム計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間		
3. 第203条4.2.1表1に定める品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間		
4. 第203条4.2.1表1に定める実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間		
5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の(1)、(2)、(4)から(23)で定めるものを除く。） (4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 設計開発に用いる情報に係る記録 (6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉）		設置許可との整合性説明																
<p>表332-4^{※5}つづき</p> <table border="1" data-bbox="201 300 1389 1297"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 300 914 344">記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）</th> <th data-bbox="914 300 1130 344">記録すべき場合</th> <th data-bbox="1130 300 1389 344">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 344 914 436">(12) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</u></td> <td data-bbox="914 344 1130 436" rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>作成の都度</u></td> <td data-bbox="1130 344 1389 436" rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>5年</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 436 914 529">(13) <u>機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 529 914 569">(14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 569 914 661">(15) <u>計量の標準が存在しない場合における校正または検証の根拠の記録</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 661 914 785">(16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 785 914 877">(17) <u>監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 877 914 917">(18) <u>内部監査結果の記録</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 917 914 1010">(19) <u>使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1010 914 1102">(20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1102 914 1194">(21) <u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1194 914 1234">(22) <u>講じた全ての是正処置およびその結果の記録</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1234 914 1297">(23) <u>講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</u></td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間	(12) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</u>	<u>作成の都度</u>	<u>5年</u>	(13) <u>機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録</u>	(14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u>	(15) <u>計量の標準が存在しない場合における校正または検証の根拠の記録</u>	(16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u>	(17) <u>監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録</u>	(18) <u>内部監査結果の記録</u>	(19) <u>使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</u>	(20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u>	(21) <u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</u>	(22) <u>講じた全ての是正処置およびその結果の記録</u>	(23) <u>講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</u>		
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間																	
(12) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</u>	<u>作成の都度</u>	<u>5年</u>																	
(13) <u>機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録</u>																			
(14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u>																			
(15) <u>計量の標準が存在しない場合における校正または検証の根拠の記録</u>																			
(16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u>																			
(17) <u>監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録</u>																			
(18) <u>内部監査結果の記録</u>																			
(19) <u>使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</u>																			
(20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u>																			
(21) <u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</u>																			
(22) <u>講じた全ての是正処置およびその結果の記録</u>																			
(23) <u>講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</u>																			
<p>※5：表332-1, <u>表332-2</u>および<u>表332-3</u>に掲げるものを除く。</p>																			

保安規定条文（変更後）		設置許可記載（1号炉）	設置許可との整合性説明																																				
表332-5																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 熱出力</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>2. 炉心の中性子束密度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>3. 炉心の温度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>4. 冷却材入口温度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>5. 冷却材出口温度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>6. 冷却材圧力</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>7. 冷却材流量</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>8. 発電用原子炉内における燃料体の配置</td> <td>取出後10年間</td> </tr> <tr> <td>9. 警報装置から発せられた警報の内容※6</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果</td> <td>取出後10年間</td> </tr> <tr> <td>12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>13. 原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>15. <u>使用前検査の結果</u></td> <td><u>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認の時までの期間</u></td> </tr> <tr> <td>16. <u>施設定期検査の結果</u></td> <td><u>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間</u></td> </tr> <tr> <td>17. <u>発電用原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の氏名</u></td> <td><u>巡視を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</u></td> </tr> </tbody> </table>	記録項目	保存期間	1. 熱出力	10年間	2. 炉心の中性子束密度	10年間	3. 炉心の温度	10年間	4. 冷却材入口温度	10年間	5. 冷却材出口温度	10年間	6. 冷却材圧力	10年間	7. 冷却材流量	10年間	8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間	9. 警報装置から発せられた警報の内容※6	1年間	10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1年間	11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間	12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※7	13. 原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	10年間	14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※7	15. <u>使用前検査の結果</u>	<u>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認の時までの期間</u>	16. <u>施設定期検査の結果</u>	<u>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間</u>	17. <u>発電用原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の氏名</u>	<u>巡視を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</u>		
記録項目	保存期間																																						
1. 熱出力	10年間																																						
2. 炉心の中性子束密度	10年間																																						
3. 炉心の温度	10年間																																						
4. 冷却材入口温度	10年間																																						
5. 冷却材出口温度	10年間																																						
6. 冷却材圧力	10年間																																						
7. 冷却材流量	10年間																																						
8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間																																						
9. 警報装置から発せられた警報の内容※6	1年間																																						
10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1年間																																						
11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間																																						
12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※7																																						
13. 原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	10年間																																						
14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※7																																						
15. <u>使用前検査の結果</u>	<u>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認の時までの期間</u>																																						
16. <u>施設定期検査の結果</u>	<u>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間</u>																																						
17. <u>発電用原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の氏名</u>	<u>巡視を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</u>																																						
<p>※6：「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報</p> <p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>																																							